



第V章

国有林野の管理経営

国有林野は我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めており、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全をはじめ、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野事業では、平成25(2013)年度の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業再生に向けた貢献等に取り組んでいる。

本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的な取組について記述する。

1. 国有林野の役割

(1) 国有林野の分布と役割

国有林野は758万haの面積を有しており、これは我が国の国土面積(3,779万ha)の約2割、森林面積(2,508万ha)の約3割に相当する。国有林野の土地面積に占める割合は、地域によって異なり、北海道森林管理局及び東北森林管理局管内では3割以上であるのに対して、近畿中国森林管理局管内では1割未満等となっている(資料V-1)。

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。このため、その多くが水源涵養等の保安林に指定されており、平成25(2013)年度末現在で国有林野面積の90%に当たる約685万haが保安林となっている。

また、国有林野は、人工林、原生的な天然林、湿原等の森林生態系を有し、希少種を含む多様な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、国有

林野の生態系は、里山林、溪畔林、海岸林等として、農地、河川、海洋等の森林以外の生態系とも結び付いており、我が国全体の生態系ネットワークの根幹となっている。特に、我が国における原生的な天然林は国有林野に多く分布しており、世界遺産一覧表に記載された我が国の世界自然遺産*1は、その陸域のほぼ全域(95%)が国有林野である。

一方、国有林野は、都市近郊(北海道野幌、東京都高尾山、京都府嵐山等)や海岸付近(福井県気比の松原、佐賀県虹の松原等)にも分布し、保健休養の場や森林との触れ合いの場を提供している。

このような国有林野の有する多面的機能は、広く国民全体の利益につながるものであり、昨今の頻発する自然災害への対応や生物多様性の保全への国民の強い関心等も踏まえて、適切に発揮させることが求められている(資料V-2)。

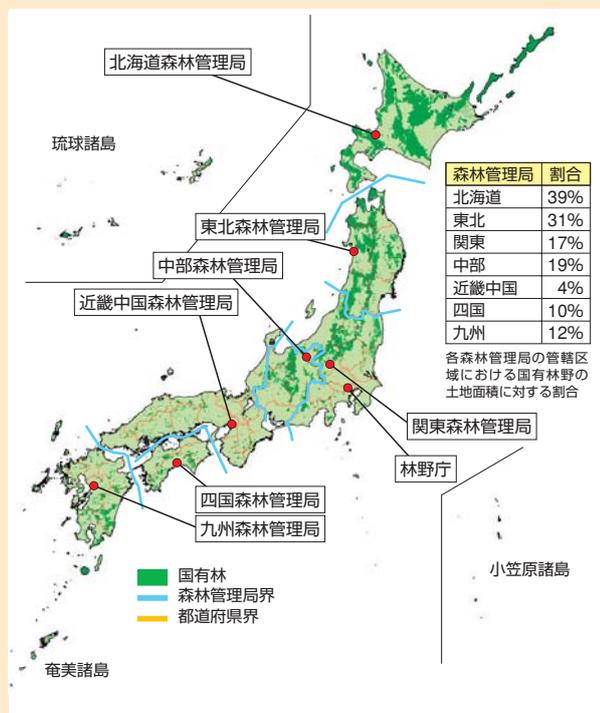
(2) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている*2。

国有林野事業は、戦後は林産物の供給に重点が置かれ、その事業を企業的に運営するため特別会計(国有林野事業特別会計)において経理されてきたが、平成10(1998)年度の抜本的改革で「公益的機能の維持増進」を旨とする方針に大きく転換した。平成25(2013)年度には、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織、技術力及び資源を活用して我が国の森林・林業の再生へ貢献するため、一般会計で行う事業に移行した。

林野庁では、国有林野の管理経営の基本方針等を明らかにするため、5年ごとに10年を計画期間と

資料V-1 国有林野の分布



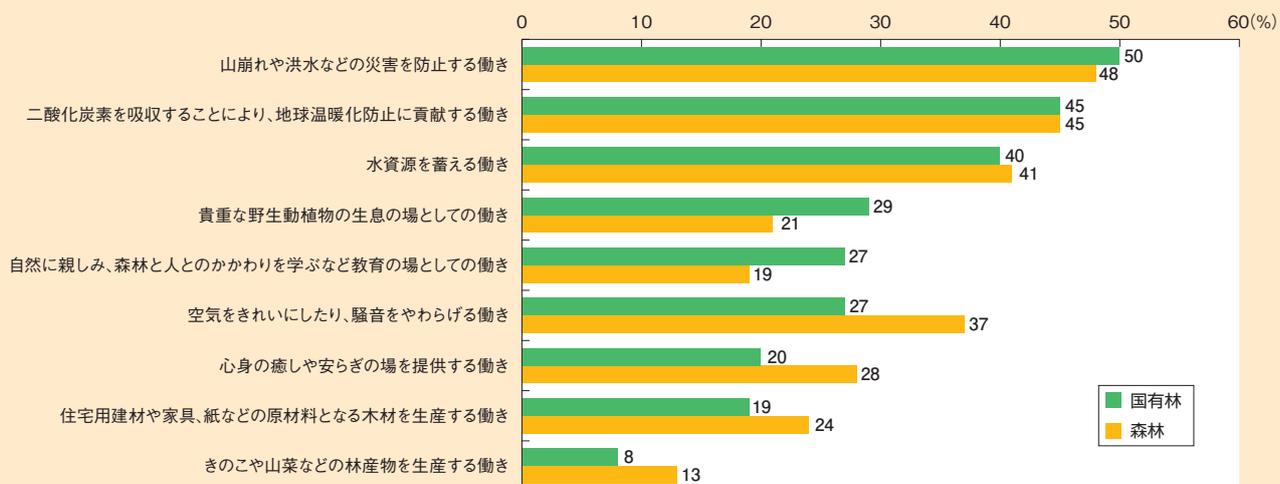
*1 現在、我が国の世界自然遺産は、「知床」(北海道)、「白神山地」(青森県、秋田県)、「小笠原諸島」(東京都)及び「屋久島」(鹿児島県)の4地域となっている。

*2 「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)第3条

する「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定している。現行の管理経営基本計画は、一般会計移行後初めて、平成25（2013）年12月に策定されたもので、平成26（2014）年4月から平成36（2024）年3月までの10年間を計画期間としている。



資料V-2 森林と国有林に期待する役割



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成23（2011）年12月調査）

2. 国有林野事業の具体的取組

平成26(2014)年度における国有林野事業については、国有林野事業の一般会計化等を踏まえ平成25(2013)年12月に策定された「管理経営基本計画」に基づき取り組まれた。

以下では、国有林野事業の管理経営の取組を、「公益重視の管理経営の一層の推進」、「森林・林業の再生への貢献」及び「国民の森林」としての管理経営等」の3つに分けて記述する。

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化しており、また、国有林と民有林を通じた公益的機能の発揮が強く期待されている。

このため、国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、重視される機能に応じた管理経営を推進するとともに、地球温暖化防止対策の推進、生物多様性の保全、民有林との一体的な整備・保全に取り組んでいる。

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全)

国有林野の管理経営に当たっては、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の5つに区分した上で、それぞれの流域の自然的特性等を勘案しつつ、これらの区分に応じて森林の整備・保全を推進することとしている(資料V-3)。また、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を、木材安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより、発揮するものと位置付けている。

国有林野においては、人工林の多くがいまだ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加していることから、将来的に均衡が取れた齢級構成としていくとともに、森林

生態系全般に着目し、公益的機能の向上に配慮した施業を行っていく必要がある。このため、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業等に取り組んでいる。

(治山事業の推進)

国有林野事業では、自然環境保全への配慮やコストの縮減を図りながら、治山事業による荒廃地の復旧整備や保安林の整備を計画的に進めている。

国有林内では、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行っている。

民有林内でも、大規模な山腹崩壊や地すべり等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方自治体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っており、平成26(2014)年度においては、15県24地区の民有林でこれらの事業を実施した。

また、民有林と国有林間の事業の調整や情報の共有を図るため、各都道府県を単位とした「治山事業連絡調整会議」を定期的で開催している。民有林と

資料V-3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 145万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 166万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 54万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.1万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 393万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、平成26(2014)年4月1日現在の数値である。
資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

国有林の治山事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、民有林と国有林が連携して荒廃地の復旧整備を行っている。

さらに、大規模な山地災害が発生した際には、国有林内の被害状況調査を実施するとともに、民有林への職員派遣やヘリコプターによる広域的な被害状況調査を実施するなど迅速な対応に取り組んでいる*3。

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道について、それぞれの役割や自然条件、作業システム等に応じて組み合わせた整備を進めている。このうち、林道については、平成25(2013)年度末における路線数は13,100路線、延長は44,995kmとなっている。

路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土盛土等の土工量や構造物の設置数を減少させるとともに、現地で発生する木材や土石

を土木資材として活用することにより、コスト縮減に努めている。

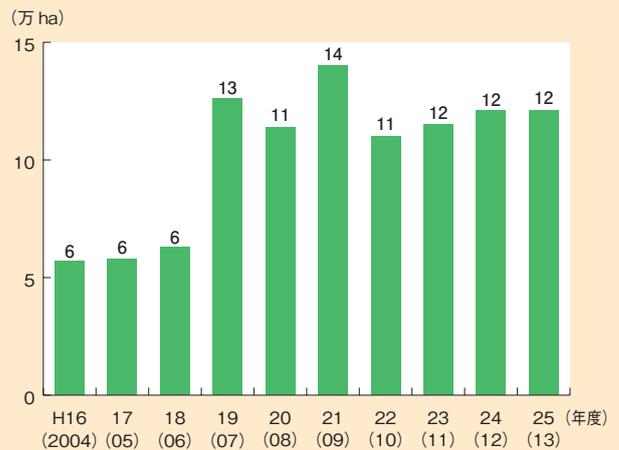
また、国有林と民有林が近接する地域においては、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効率的な路網整備を行っている(事例V-1)。

(イ)地球温暖化対策の推進

(森林吸収源対策と木材利用の推進)

国有林野事業では、森林吸収源対策を推進する観

資料V-4 国有林野における間伐面積の推移

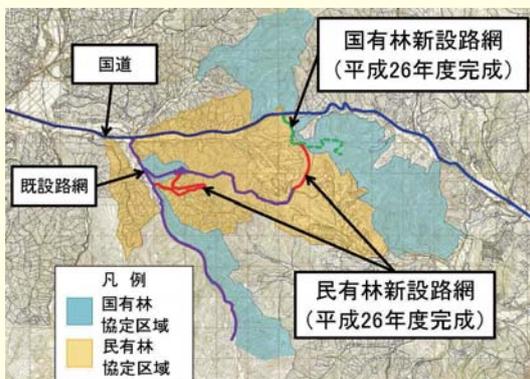


資料：林野庁「森林・林業統計要覧」

事例V-1 民有林と連携した路網の整備

岩手北部森林管理署(岩手県八幡平市)では、八幡平市及び浄安森林組合との間で森林整備等に関して基本的な合意をする「森林整備推進協定」(区域面積約80ha)を締結し、民有林と国有林が連携して効率的な路網の開設や間伐等を推進している。

平成26(2014)年度には、一層の地域林業の振興に向け、協定区域面積を約1,200haに拡大するとともに、八幡平市と同森林管理署が林業専用道をそれぞれ開設し、既存の幹線道路等と接続することで、効率的な森林施業や木材搬出が可能となる路網が整備された。



森林整備推進協定の区域における路網の整備状況



民有林新設路網に接続する林業専用道を開設

*3 森林管理局による大規模な山地災害への対応についてはトピックス(5ページ)を参照。

点から、引き続き間伐の実施に取り組むとともに、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全・管理に取り組んでいる。平成25(2013)年度には、全国の国有林野で約12万haの間伐を実施した(資料V-4)。

また、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収能力の低下や、資源の成熟に伴う伐採面積の増加が見込まれる中、将来にわたる二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めながら、主伐後の確実な再造林を推進することとしている。平成25(2013)年度の人工造林面積は、全国の国有林野で約0.5万haとなっている。

さらに、間伐材等の木材利用の促進は、間伐等の森林整備の推進のみならず、木材による炭素の貯蔵にも貢献することから、森林管理署等の庁舎の建替えに当たっては、木造建築物として整備するとともに、林道事業や治山事業の森林土木工事においても、間伐材等を資材として積極的に利用している。平成25(2013)年度には、林道事業で約1.13万㎡、治山事業で約7.38万㎡の木材・木製品を使用した(事例V-2)。

(ウ)生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野事業では、森林における生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」の設定、モニタリング調査の実施、溪流等と一体となった森林の連続性の確保による森林生態系ネットワークの形成に努めており、これらは平成24(2012)年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」にも位置付けられている。森林生態系保全センターや森林ふれあい推進センター等と地域の関係者の協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている。また、来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野においては、「グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)」による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全・管理に取り組んでいる。

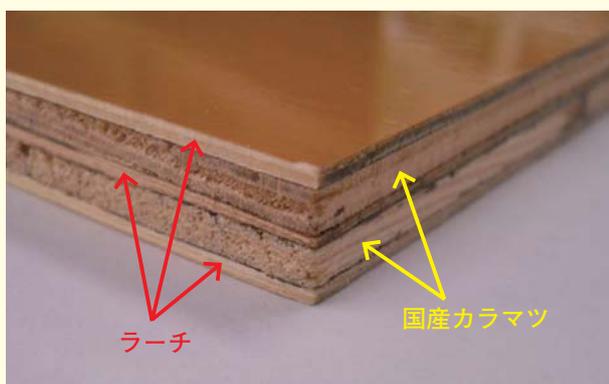
(「保護林」の設定)

国有林野事業では、世界自然遺産をはじめとする原生的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息の場となっている森林など、生物多様性の核となる森林生態系を「保護林」に設定している。「保護林」

事例V-2 治山事業における木材利用の推進

東北森林管理局では、間伐材を使用したコンクリート型枠用合板の利用に積極的に取り組んでいる。山形森林管理署(山形県寒河江市)では、平成26(2014)年9月から11月に、治山工事(コンクリート谷止工 高さ8m・延長40.5m)において、国産カラマツの間伐材を活用したコンクリート型枠用合板約200枚による試験施工を実施した。

試験施工の結果、従来の南洋材型枠用合板と比べて遜色のない性能・施工性が確認されたことから、引き続き、国有林野事業における森林土木工事での採用を進め、一般公共土木分野をはじめとする幅広い木材需要の拡大につなげていくこととしている。



国産材型枠用合板の構成



国産材型枠用合板の設置状況

には、「森林生態系保護地域」、「森林生物遺伝資源保存林」、「林木遺伝資源保存林」、「植物群落保護林」、「特定動物生息地保護林」、「特定地理等保護林」及び「郷土の森」の7種類がある。

平成25(2013)年度には、10か所の「保護林」の設定・変更等を行った。例えば、広島県廿日市市では、国内では宮島^{みやじま}のみに生息するミヤジマトンボ(絶滅危惧ⅠA類)の生息環境の保全のため、新たに「宮島特定動物生息地保護林」を設定した。また、宮城県加美郡^{かみぐん}では、船形山^{ふながた}周辺の広域的な植物群落を保護するため、既設の「船形山植物群落保護林」を拡張した。この結果、平成26(2014)年4月現在における「保護林」の設定面積(箇所数)は、前年から3千ha増加して96.8万ha(853か所)となり、国有林野全体の面積の13%を占めている(資料V-5)。

これらの「保護林」では、森林の厳格な保全・管理を行うとともに、森林や野生生物等の状況変化に関するモニタリング調査を実施して、森林生態系の保全・管理や区域の見直し等に役立てている。

〔緑の回廊〕の設定

国有林野事業では、野生生物の生育・生息地を結び移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的として、必要に応じて民有林とも連携しつつ、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。平成26(2014)年4月現在における「緑の回廊」の設定箇所数は24か所、設定面積は58.3万haとなり、国有林野全体の面積の8%を占めている(資料V-6)。

「緑の回廊」では、^{きん}猛禽類の採餌環境や

生息環境の改善を図るためにうっ閉した林分を伐開したり、人工林の中に芽生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っている。また、森林の状態と野生生物の生育・生息実態に関するモニタリング調査を実施して、保全・管理に反映している。

〔保護林〕制度における課題等の点検・整理

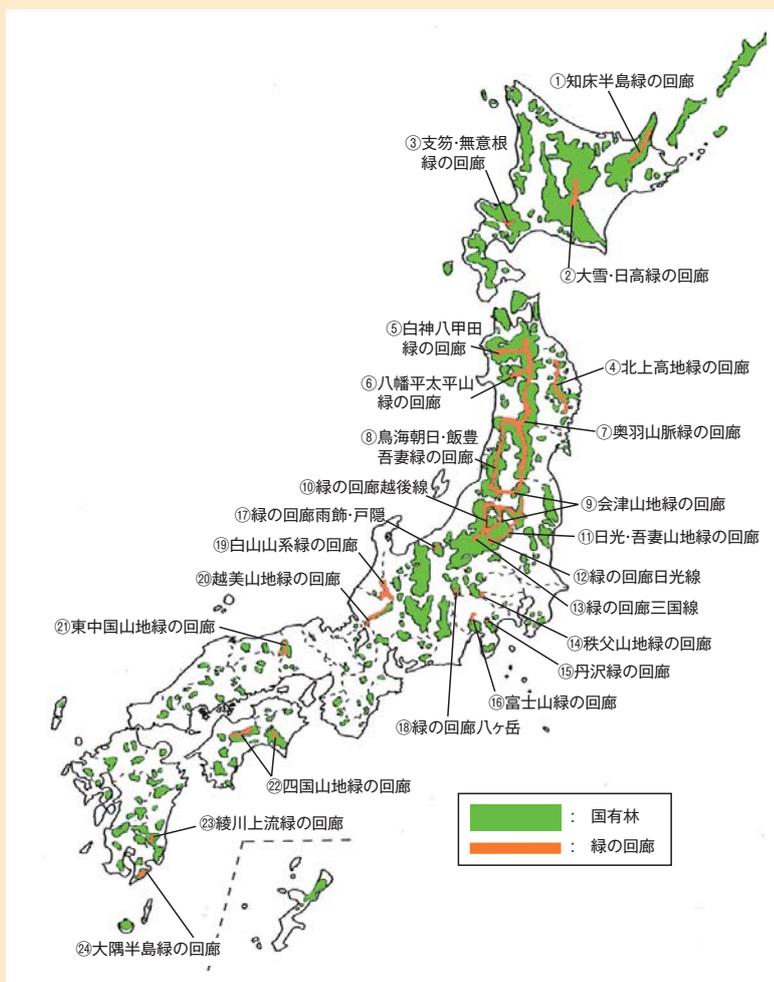
国有林における「保護林」制度は、大正4(1915)年に学術研究等を目的に発足して以来、原生的な天然林や貴重な動植物の保全等に重要な役割を担ってきた。このような中、近年の森林の生物多様性に対する国民の認識の高まりや、学術的な知見が蓄積されてきたことを踏まえ、現在の「保護林」の設定状況や保全・管理状況における課題等を点検・整理するため、林野庁において学識経験者等を構成員とする「保護林制度等に関する有識者会議」を平成26(2014)年6月から平成27(2015)年2月にかけて5回開催した。同会議では、森林生態系や個体群の持続性に着目したわかりやすい保護林区分の再構築、様々な原因により自立的復元力を失った森林を復元していく考え方の導入、全ての保護林を対象に自然環境に関する専門家や地域関係者の意見を聞く仕組みの導入等について検討結果の報告が取りまとめられた(事例V-3)。

資料V-5 「保護林」の設定状況

名 称	目 的	箇所数	面積(万ha)
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	30	65.5
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	16	7.6
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	319	0.9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	375	16.2
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	40	2.4
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	33	3.7
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	40	0.4
合 計		853	96.8

注：平成26(2014)年4月1日現在の数値である。計の不一致は四捨五入による。
資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料V-6 「緑の回廊」の位置



名称	面積(万ha)	延長(km)
①知床半島	1.2	36
②大雪・日高	1.7	57
③支笏・無意根	0.7	30
④北上高地	2.7	150
⑤白神八甲田	2.2	50
⑥八幡平太平山	1.1	60
⑦奥羽山脈	7.3	400
⑧鳥海朝日・飯豊吾妻	5.8	260
⑨会津山地	10.5	100
⑩越後線	1.6	70
⑪日光・吾妻山地	9.4	180
⑫日光線	1.1	38
⑬三国線	1.3	52
⑭秩父山地	0.6	44
⑮丹沢	0.4	43
⑯富士山	0.2	24
⑰雨飾・戸隠	0.4	17
⑱八ヶ岳	0.6	21
⑲白山山系	4.3	70
⑳越美山地	2.4	66
㉑東中国山地	0.6	42
㉒四国山地	1.8	128
㉓綾川上流	0.2	5
㉔大隅半島	0.1	22
合計	58.3	

注1：面積と延長は、平成26(2014)年4月1日現在のデータである。
 2：面積は、国有林の「緑の回廊」を記載。
 3：計の不一致は四捨五入による。

事例V-3 木曽地方の温帯性針葉樹林の保存と復元に向けた取組

木曽地方(長野県と岐阜県の県境付近)の国有林には、ヒノキやサワラ等の温帯性針葉樹がまとまって自然度の高い状態で分布している。中部森林管理局では、この貴重な森林の保存と復元を図るため、学識経験者等から成る検討委員会の報告を踏まえ、平成26(2014)年3月にこれらの森林を含む流域約1.7万haを「森林生物多様性復元地域」に設定した。

設定された地域は、木曽ヒノキ等の天然林がまとまって現存し厳格に保存する「核心地域(コアa)」、その外側で人工林を多く含みコアaと同様の植生を復元する「核心地域(コアb)」、その外側で木材の利用との調整を図る「緩衝地域」の3つに区分されている。従来の「保護林」と異なり、人為による植生の復元を行う地域が含まれるのが特徴である。

同森林管理局では、平成26(2014)年度から、森林生態系のモニタリング調査を行いながら、天然林に復元する人工林の取扱い、特殊な木材の供給等の課題について、科学的知見に基づき検討を行い、対策を講じることとしている。



「森林生物多様性復元地域」内のヒノキの天然林

(世界遺産等における森林の保全)

国有林野事業では、我が国の世界自然遺産区域内の陸域のほぼ全域(95%)を占める国有林野について、そのほとんどを世界自然遺産の保護担保措置となっている「森林生態系保護地域」(「保護林」の一種)に設定しており、厳格な保全・管理に努めている(資料V-7)。また、地元関係者と連携しながら、希少な野生生物の保護や外来種等の駆除による固有の森林生態系の修復、利用ルールの導入や普及啓発等の保全対策に取り組んでいる。世界自然遺産の国内候補地である「奄美・琉球」(鹿児島県・沖縄県)の国有林野については、「森林生態系保護地域」の設定等を行っており、貴重な森林生態系の保全対策に取り組んでいる。

一方、世界文化遺産についても、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県、静岡県)、「古都京都の文化財」(滋賀県、京都府)、「古都奈良の文化財」(奈良県)、「法隆寺地域の仏教建造物」(奈良県)、「紀伊山地の霊場と参詣道」(三重県、奈良県、和歌山県)及び「厳島神社」(広島県)など、その構成資産や緩衝地帯に国有林野が含まれるものが少なくない。国有林野事業では、これらの国有林野についても、厳

格な保全・管理や森林景観等に配慮した管理経営を行っている。

また、「世界文化遺産貢献の森林」として、京都市内や奈良盆地、紀伊山地及び広島宮島の宮島における約4,600haの国有林野を設定し、文化財修復資材の供給、景観の保全、檜皮採取技術者養成フィールドの提供、森林と木造文化財の関わりに関する学習の場の提供等に取り組んでいる。さらに、我が国が世界文化遺産候補地としてユネスコへ推薦している「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」についても、その構成資産の一つである「橋野鉄鉱

資料V-7 我が国の世界自然遺産における国有林野の割合

遺産名	陸域面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	国有林野の割合
知床	48,700	45,989	94%
白神山地	16,971	16,971	100%
屋久島	10,747	10,260	95%
小笠原諸島	6,358	5,170	81%
計	82,776	78,397	95%

資料：林野庁経営企画課調べ。

事例V-4 地域の実態に合わせたシカ被害対策の取組

日光森林管理署(栃木県日光市)では、奥日光地域の天然林におけるシカによる剥皮被害や下層植生の食害が深刻化していることから、環境省や地元自治体と連携してシカ被害対策に取り組んでいる。

加えて、平成26(2014)年度からは、地域の実態に即した効率的なシカ被害対策を実証するためのモデル地域を設定し、給餌による誘引狙撃、植生影響調査やGPSモニタリング調査など様々な技術を組み合わせた対策にも取り組んでいる。

平成26(2014)年度は、これらの対策により合計53頭のシカを捕獲するとともに、シカによる植生への影響やシカの生息分布や行動範囲等について調査結果の分析を進めている。



写真提供：栃木県

給餌により誘引されたシカ



誘引されたシカを狙撃する様子

山・高炉跡」(岩手県)内の国有林野に「郷土の森」(「保護林」の一種)を設定し、地域と連携しながら自然景観の保全等に取り組んでいる。

また、「ユネスコエコパーク^{*4}」については、平成24(2012)年に登録された「綾^{あや}」(宮崎県)、平成26(2014)年6月に新規登録された「只見^{ただみ}」(福島県)と「南アルプス」(山梨県、長野県、静岡県)では、その核心地域及び緩衝地域に所在する国有林野を「森林生態系保護地域」等に設定しており、厳格な保全・管理を行っている。その他のユネスコエコパークに所在する国有林野でも「保護林」や「緑の回廊」を設定するなどしており、厳格な保全・管理や野生生物の生育・生息環境に配慮した施業等を行っている^{*5}。

(希少な野生生物の保護と鳥獣被害対策)

国有林野事業では、国有林野内を生育・生息の場とする希少な野生生物の保護を図るため、野生生物

の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持及び整備等に取り組んでいる。

一方、近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の野生鳥獣による森林被害が深刻化しており、希少な高山植物など、他の生物や生態系への脅威ともなっている。

このため、各森林管理局では、野生鳥獣との共生を目指して、関係者と連携しながら、効率的な捕獲手法の確立による積極的な個体数管理、被害の防除、生育・生息環境の保全・管理、被害箇所の回復等に取り組んでいる(事例V-4)。

(自然再生の取組)

国有林野事業では、シカやクマ等の野生鳥獣、松くい虫等の病害虫や、強風や雷等の自然現象によって被害を受けた森林について、その再生及び復元に努めている。また、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域、ボラ

事例V-5 おぜ 尾瀬地域の生態系の維持回復に向けた取組

群馬県、福島県、新潟県の3県にまたがる尾瀬地域では、ニッコウキスゲをはじめとする湿原植生が広がるなど独特の生態系を形成しているが、近年、シカによる植生への被害が深刻化している。このため、関東森林管理局では、関係行政機関や関係団体等と連携し、被害状況や地域住民からの意見等の情報を共有しながら、尾瀬地域の国有林における生態系の維持回復に取り組んでいる。

平成26(2014)年度は、湿原植生をシカから保護するための防護柵(周囲約3.5km)を設置した。また、木道と防護柵が交差する箇所では、ゲートの代わりに、入山者が歩行しやすくシカが侵入しづらい格子状の溝蓋(グレーチング)を設置した。



シカ侵入防護柵設置状況



グレーチングの設置状況

- *4 ユネスコの「生物圏保存地域」の国内呼称で、1976年に、ユネスコの自然科学セクターの「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として開始された。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。
- *5 今回新規に登録された「只見」では、雪食地形の上にブナをはじめとする落葉広葉樹林や針葉樹林等により構成されるモザイク植生が原生的な状態で広がっており、「奥会津森林生態系保護地域」や「会津山地緑の回廊」等を設定している。また、「南アルプス」では、本州中部の太平洋側における山地帯から高山帯に至る典型的な植生の垂直分布が残されており、「南アルプス南部光岳森林生態系保護地域」等を設定している。

ンティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査や荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野の優れた自然環境を保全・管理するため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行い、関係機関と連携して「自然再生事業^{*6}」の実施や「生態系維持回復事業計画^{*7}」の策定等の自然再生に向けた取組を進めている(事例V-5)。

(エ)民有林との一体的な整備・保全 (公益的機能維持増進協定の推進)

国有林に隣接し、又は介在する民有林の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国有林の発揮している公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、民有林における外来樹種の繁茂が国有林で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合もみられる。このような民有林の整備・保全については、平成25(2013)年度より、「森林法」に基づき森林管理局長が森林所有者等と協定を締結して、国有林野事業により国有林と一体的に行う制度(公益的機能維持増進協定制)が開始された。

国有林野事業では、同制度の活用により、隣接し、又は介在する民有林と一体となった間伐等の施業の実施、世界自然遺産地域及びその候補地における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に向けた取組を進めることとしており、平成25(2013)年度末現在で5件(143ha)の協定が締結されている(資料V-8)。

(2)森林・林業の再生への貢献

現在、民有林では、施業の集約化等による低コスト化や担い手の育成をはじめ、森林・林業の再生に向けた取組の推進が課題となっている。

このため、国有林野事業では、その組織、技術力及び資源を活用することにより、林業の低コスト化等に向けた技術の開発及び普及、民有林と連携した施業の推進、林業事業者や森林・林業技術者等の育

成及び林産物の安定供給に取り組んでいる。

(低コスト化等に向けた技術の開発・普及と民有林との連携)

国有林野事業では、多様なフィールドを活用し、林業の低コスト化等に向け、実用段階に到達した先駆的な技術等について、事業レベルでの試行を進めるとともに、現地検討会等を開催するなど、地域の林業関係者等との情報交換や普及に努めている。

また、全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案及び検証を行い、民有林における普及と定着に努めている。

特に近年は、施工性に優れたコンテナ苗の活用による効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、植栽適期の広さ等のコンテナ苗の優位性を活かして伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム^{*8}」の実証・普及に取り組んでいる(事例V-6、7)。国有林野事業では、平成25(2013)年度には191haでコンテナ苗を植栽し、24か所・167haで一貫作業システムを実施した(資

資料V-8 公益的機能維持増進協定の締結状況

森林管理局	協定区域の管轄署	協定面積(ha)	概要
東北	上小阿仁支署	31	森林整備(間伐)の実施
関東	日光森林管理署	33	森林整備(間伐)の実施
	天竜森林管理署	41	森林整備(間伐)の実施
九州	鹿児島森林管理署	38	森林整備(間伐)の実施
	屋久島森林管理署	1	外来種(アブラギリ)の駆除
計		143	

注：計の不一致は四捨五入による。
資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*6 「自然再生推進法」に基づき、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復することを直接の目的として行う事業。
*7 「自然公園法」に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るため、国又は都道府県が策定する計画。
*8 一貫作業システムとは、伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。

料V-9、10)。なお、コンテナ苗の活用にあたっては、実証を通じた技術的課題の把握等を行い、我が国でのコンテナ苗の普及に向け、生産方法や使用方法の改善を支援することとしている。

また、国有林野事業では、地域における「施業の集約化」の取組を支援し、森林施業の低コスト化に資するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域において

「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用、計画的な施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる。平成25(2013)年度末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は137か所、設定面積は約24万ha(うち国有林野は約12万ha)となっている(資料V-11)。

事例V-6 「コンテナ苗」の増産に向けた取組

九州森林管理局では、平成22(2010)年度からの4年間でコンテナ苗約55万本を植栽しており、今後も主伐・再造林の推進に伴ってコンテナ苗の利用増加を見込んでいる。このため、同森林管理局は平成26(2014)年7月に、九州各県の種苗生産者、県職員、研究機関など関係者約80名を集め、「コンテナ苗供給調整会議・生産技術向上検討会」を開催した。

同会議では、コンテナ苗の生産拡大と安定供給に向けて、苗木の需要動向、苗木の出荷量や供給計画等について情報共有を行った。

また、同検討会では、コンテナ苗生産の最新技術や第二世代精英樹(エリートツリー)及び裸苗はだかなえとコンテナ苗の成長量の比較等について説明及び意見交換を行った。



コンテナ苗供給調整会議・生産技術向上検討会の様子

事例V-7 架線集材による「一貫作業システム」の実証試験を実施

天竜森林管理署(静岡県浜松市)では、先駆的な取組として、作業道の開設が難しい急峻な地形等において立木を伐採し、タワーヤードと高速の自走式搬器を活用し、伐採木の集材とコンテナ苗の運搬・植栽を一体的に行う架線系による「一貫作業システム」の実証試験を実施している。

同試験地では、集材方法の違いによる生産性の比較や、苗木の違いによる植栽効率の比較、苗木の成長量の調査等を行うこととしている。

また、平成26(2014)年10月には、県内外から約270名の林業関係者の参加を得て、現地検討会とシンポジウムを開催し、架線集材による「一貫作業システム」の普及を図った。



タワーヤードと自走式搬器による集材



シンポジウムの様子

(林業事業体及び森林・林業技術者等の育成)

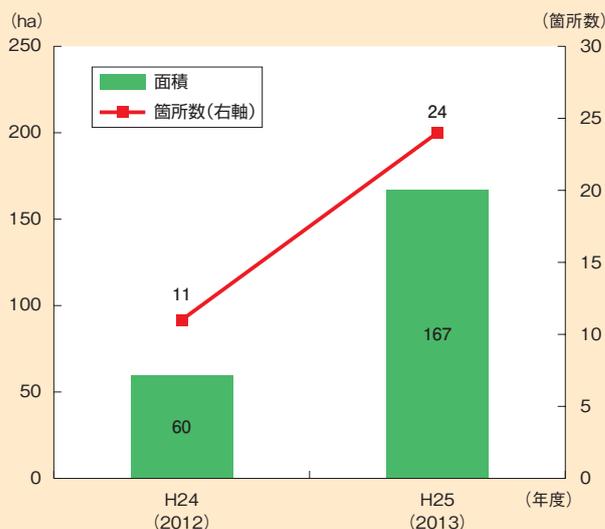
国有林野事業は、国内最大の森林所有者として、森林組合や民間事業体等への事業の発注を通じ、これら林業事業体の経営能力の向上等を促すこととしている。具体的には、①総合評価落札方式や複数年契約*9、事業成績評定制度の活用による林業事業体の創意工夫の促進、②市町村単位での将来事業量の明確化、③特記仕様書の活用による先駆的な作業システムや手法の事業レベルでの展開の促進等の取組等により、林業事業体の能力向上や技術者の育成、林業事業体の計画的な実行体制の構築の促進に取り組んでいる(事例V-8、9)。

また、近年、都道府県や市町村における林務担当職員の数が増加傾向にある中、国有林野事業の職員には森林・林業の専門家として、地域において指導的な役割を果たすことが期待されている。このため、国有林野事業では、職員を専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレスタ)」等に系統的に育成して、市町村行政に対して技術的支援を行っている。また、事業発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林における人材育成の取組に対しても支援している(事例V-10)。

(林産物の安定供給)

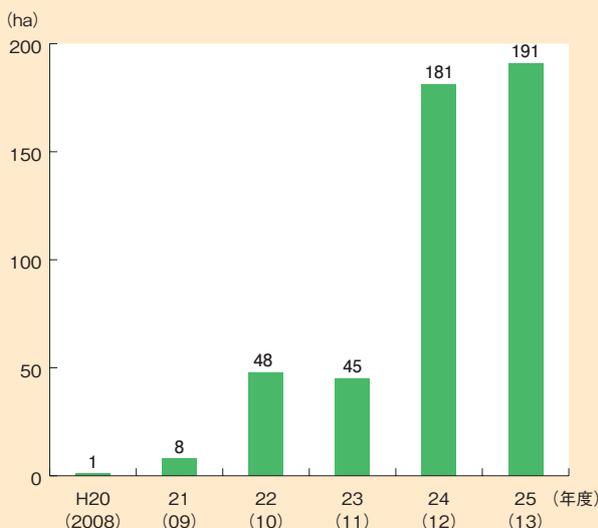
国有林野事業では、公益重視の管理経営から得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めることとしている。国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の約2割を占めており、平成25(2013)年度の木材供給量は、立木によるものが前年度より26万m³増の98万m³(丸太換算)、素材(丸太)によるものが前年度より14万m³増の250万m³となっている。

資料V-10 伐採と造林の一括発注の実績



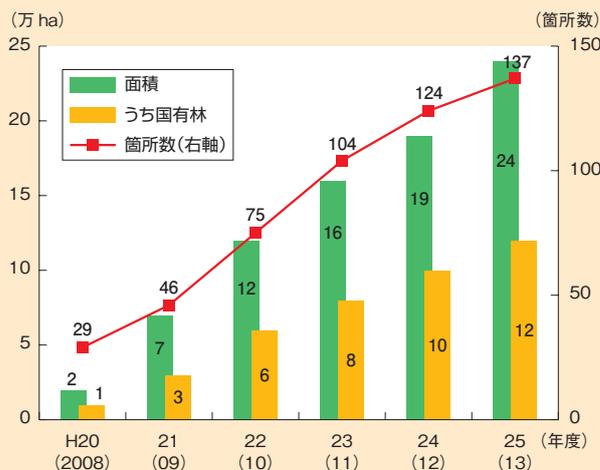
資料：林野庁業務課調べ。

資料V-9 コンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ。

資料V-11 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数字である。

資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*9 国有林野では、平成23(2011)年度から、まとまりのある区域でおおむね100~200ha程度の事業量の間伐事業を、3か年契約で一括発注する取組を実施している。

事例V-8 複数年契約による間伐事業の実施

北薩森林管理署（鹿児島県薩摩郡さつま町）では、約100haの間伐と森林作業道の整備を、平成23（2011）年度から3年間の契約でN社に一括発注した。N社は、壊れにくい耐久性のある路網と高性能林業機械を合理的に組み合わせた作業システム等、施業の低コスト化を図る取組を計画した。その上で、契約期間中に新規雇用者の受入れや高性能林業機械の導入等を行い、高い労働生産性（約7㎡/人日）で事業を実施した。

このように、複数年契約では、まとまりのある区域において事業計画を立てやすくなることから、林業事業者の創意工夫を活かした生産性の向上等が図られ、林業事業者の体質強化や経営安定にも資することが期待される。



複数年契約の事業地

事例V-9 国・県等の連携による森林整備・素材生産の年間事業量の公表

中部森林管理局では、平成26（2014）年度から、同森林管理局管内で特に森林整備等の事業量の多い長野県や岐阜県、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター^注、林業公社と連携し、地域の森林整備や素材生産の年間の事業予定量を公表している。

このような事業予定量の公表により、これらの事業を受注する林業事業者が、年間を通じて計画的に事業を実施できるようにするとともに、機械化等の資本装備や人材の確保・育成等を進めていくことが期待される。

注：平成27（2015）年4月1日より国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターに名称変更。

長野県内における平成26年度の森林整備・素材生産の事業予定量（概要グラフ）

略称	内容
国有林	中部森林管理局／長野県内の各森林管理署が発注する事業
森林総研	独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター長野水源林整備事務所が発注する水源林造成事業（注1）
長野県	長野県／各地方事務所が発注する治山事業及び県管林事業
林業公社	公益社団法人長野県林業公社が発注する事業
市町村	各市町村が発注する事業のうち、長野県が森林造成事業で補助を予定している事業（注2）
その他	長野県が森林造成事業で補助を予定している事業のうち、上記市町村発注事業を除く事業（注2）



注1 水源林造成事業の実行は、分収造林契約に基づき造林者が実施します。
注2 平成26年1月時点で提出された計画量であり、実際の補助とは異なる場合があります。

長野県ホームページでの事業量公表の例

事例V-10 森林総合監理士等による広域連携の取組

九州森林管理局と九州・沖縄8県の森林総合監理士（以下「フォレスター」という。）等は、情報交換や資質向上の取組等を行う広域的な連携組織が必要との共通認識から、平成26（2014）年8月に「九州フォレスター等連絡協議会」を設立した。同協議会では、「県から圏へ」を合い言葉に、九州・沖縄における民有林及び国有林のフォレスター等の中で、地域全体の木材需要・流通の実態や低コスト施業技術等の最新情報の共有に取り組んでいる。

今後、フォレスターの技術力の向上に加え、フォレスターを目指す者の育成等に関する活動を行っていくこととしている。



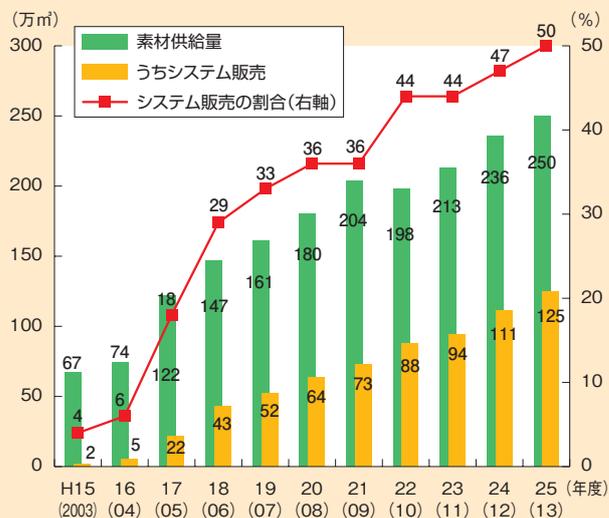
九州フォレスター等連絡協議会の発足式の様子

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、製材工場や合板工場等と協定を締結して、国有林材(間伐材等)を安定的に供給する「システム販売^{*10}」を進めている。システム販売による丸太の供給量は増加傾向で推移しており、平成25(2013)年度には丸太による供給量の50%に当たる125万^mとなった(資料V-12)。また、システム販売の実施に当たっては、私有林所有者等との連携による協調出荷に取り組むとともに、新規需要の開拓に向けて、燃料用チップ、薪等を用途とする未利用間伐材等の安定供給にも取り組んでいる(事例V-11)。

さらに、国有林野事業については、国産材の約2割を供給している特性を活かして、地域の木材需要が急激に増減した場合に、地域の供給ニーズに応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度からは、林野庁及び全国7つの森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等から成る「国有

林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需給を迅速かつ的確に把握し、需給に応じた国有林材の供給に資することとしている。

資料V-12 国有林からの素材供給量の推移



資料：素材供給量については林野庁「国有林野事業統計」、うちシステム販売については林野庁業務課調べ。

事例V-11 「システム販売」における新たな取組

群馬森林管理署(群馬県前橋市)では、平成26(2014)年度に、群馬県内の3つの森林組合と連携し、製材工場T社(栃木県矢板市)とシステム販売の協定を締結した。本協定に基づき、平成26(2014)年度は、間伐によって生産されるスギの短尺材と低質材を、私有林から400^m、国有林から2,600^m(合計3,000^m)出荷した。私有林材を国有林材とまとめて出荷(協調出荷)することにより、これまで小ロットであることにより販路の乏しかった私有林低質材を製材工場に安定的に供給することが可能となった。

また、近年、木質バイオマスのエネルギー利用が拡大する中、関東森林管理局では、従来は保育間伐後、搬出されていなかった20年生前後のスギやヒノキを木質バイオマス燃料として利用するため、立木の状態でシステム販売に取り組んでいる。このような取組により、買受人は安定した原料の調達ができ、立木の間伐後、現場で数か月乾燥させることにより、含水率が低く、効率よく燃焼する木質バイオマス燃料を確保することが可能となった。



協調出荷される私有林材



システム販売される箇所

*10 システム販売とは、「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称で、森林吸収源対策として積極的に推進している間伐に伴い生産された間伐材等について、森林管理局が、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場、製材工場等と協定を締結し、国有林材を安定的に供給すること。

(3) 「国民の森林^{もり}」としての管理経営等

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林^{もり}」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用にも取り組んでいる。

さらに、東日本大震災からの復旧及び復興へ貢献するため、国有林野等における被害の復旧に取り組むとともに、被災地のニーズに応じて、海岸防災林の再生や原子力災害からの復旧等に取り組んでいる。

(ア) 「国民の森林^{もり}」としての管理経営

(双方向の情報受発信)

国有林野事業では、「国民の森林^{もり}」としての管理経営の透明性を確保するため、ホームページや広報誌を通じた情報発信、現地見学会の開催等により、国有林野事業の実施に関する情報の提供に取り組ん

でいる(事例V-12)。

また、国有林野における活動全般について国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定して、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。国有林モニターには、平成26(2014)年4月現在、全国で336名が登録している。

さらに、各森林管理局の「地域管理経営計画」等の策定に当たっては、地域懇談会等を通じて、それまでの計画に基づく取組、実績及び現状を評価した結果を提示した上で、計画案の作成前の段階から国民や市町村等の意見を積極的に反映するとともに、民有林と国有林の計画が一層調和したものとなるよう取り組んでいる。

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備やフィールドの提供等に取り組んでいる(事例V-13)。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を

事例V-12 治山現地見学会を開催

静岡森林管理署(静岡県静岡市)では、平成22(2010)年の台風第9号により被災した森林を復旧するために実施している治山事業について、同事業による復旧経過を広く知ってもらうため、平成26(2014)年9月に管内の国有林野において治山現地見学会を開催した。

同見学会では、静岡県内外から集まった18名の参加者に対し、まず被災直後の状況を映像で紹介した後、治山事業施工地で復旧過程を写真等により説明するとともに、丸太を使った簡易な施工や植栽、コンパスによる測量を体験してもらった。

一般の国民にとって、大きな山地災害が発生した直後の被害状況等は、テレビや新聞報道等で知ることができる一方、その後の復旧経過や復旧後の状況までは見えないことが多い。このような中で、治山現地見学会のような取組により、治山事業の必要性や効果等への理解が促進されることが期待される。



治山事業施工地での現地説明



丸太を使った簡易な施工体験

結び、国有林の豊かな森林環境を子どもたちに提供する「遊々の森」の設定を進めている。平成25(2013)年度末現在、172か所で学校等と協定が締結され、地域の自治体やNPO等の主催により、森林教室や自然観察、体験林業等の活動が行われている。

このほか、国有林野事業では、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動に対して支援するため、森林環境教育の推奨事例集の作成や、小中学校の教員を対象とする森林環境教育に関するセミナーの開催等に取り組んでいる。

(地域やNPO等との連携)

地域の森林の特色を活かした効果的な森林管理が期待される地域においては、各森林管理局が、地方公共団体、NPO、自然保護団体等と連携して森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」を実施している。

例えば、群馬県利根郡みなかみ町に広がる国有林野約1万haを対象にした「赤谷プロジェクト」は、平成15(2003)年度から、関東森林管理局、地域住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」及び公益財団法人日本自然保護協会の3者の協働により、生物多様性の保全と持続可能な地域社会づくりを目指した森林管理を実施している。平成23(2011)年に同森林管理局と関係者の協働により策定された「赤谷の森管理経営計画」では、将来の目標とする森林の姿や今後の方針等として、人工林を天然林へ誘導することなどにより、希少な野生生物の生育・生息可能な環境を創出するとともに、木材

資源の持続的な利用も図ることとしている(事例V-14)。

また、宮崎県東諸県郡綾町に広がる国有林野約9千haを核にした「綾の照葉樹林プロジェクト」は、平成16(2004)年度から、九州森林管理局、綾町、宮崎県、公益財団法人日本自然保護協会、地元の複数のNPO等によって設立された「一般社団法人てるはの森の会」の5者の協働により、照葉樹林の保護及び復元を目指した森林管理を実施している。

さらに、国有林野事業では、自ら森林づくりを行いたいという国民からの要望に応えるため、NPO等と協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」を設定している。「ふれあいの森」では、NPO等が、植栽、下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる。平成25(2013)年度末現在、全国で143か所の「ふれあいの森」が設定されており、同年度には、年間延べ約1.9万人が国有林野における森林づくり活動に参加した(事例V-15)。

なお、森林管理署等では、NPO等に継続的に森林づくり活動に参加してもらえるよう、技術的な助言や講師の派遣等の支援も行っている。

(「木の文化を支える森」の設定)

国有林野事業では、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定している。「木の文化を支える森」には、歴史的木造建造物の修復等に必要となる木材を安定的に供

事例V-13 地域が行う森林環境教育に対する支援

新潟県妙高市では、森林の機能や林業の役割を学び、森林の整備・保全の重要性について理解を深めることを目的に、平成21(2009)年度から森林教室を希望する市内の小学校を対象に、総合学習の時間を活用した森林環境教育に取り組んでいる。

このような中、妙高市からの協力依頼を受けた上越森林管理署(新潟県上越市)では、学習フィールドとして妙高市内の国有林を提供するとともに、林業体験における技術指導等を行っている。平成26(2014)年度は、市内の5つの小学校を対象に、森林・林業に関する講義や植栽、間伐等の林業体験を実施した。



植栽の説明を受ける小学生

給することを目的とする「古事の森」、木造建築物の屋根に用いる檜皮ひわだの供給を目的とする「檜皮の森」、神社の祭礼で用いる資材の供給を目的とする「御柱おんぼしらの森」等がある。平成25(2013)年度末現在、全国で合計23か所の「木の文化を支える森」を設定している(資料V-13)。

「木の文化を支える森」を設定した箇所では、地

元自治体等から成る協議会が、作業見学会の開催や下刈り作業の実施等に継続的に取り組むなど、国民参加による森林づくり活動が進められている(事例V-16)。

(分収林制度による森林づくり)

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合うことを前提に、契約者が苗木を植えて育て

事例V-14 イヌワシが狩りをする環境の創出試験を開始

「赤谷プロジェクト」では、森林の生物多様性の豊かさを指標する野生動物として、イヌワシのモニタリング調査を続けてきた。平成26(2014)年度からは、これまでの調査結果を基に、人工林165haを対象として、イヌワシが狩りをする環境を創出するとともに、この地域本来の自然の森に復元する試験を開始した。

イヌワシは、ノウサギ等を主な獲物とする猛禽類まうしんであるが、近年は繁殖率が著しく低下しており、その原因として、草原、老齢な自然林、伐採跡地といった狩りに適した環境が少なくなったことが指摘されている。このため、「赤谷プロジェクト」の試験では、短期的には成熟した人工林の皆伐を行い、長期的には老齢な自然林を復元することによって、安定的に狩りをする環境を確保することを目指している。

平成26(2014)年は、スギ人工林2haを皆伐する第1次試験地を設定し、9月から伐採1年前のモニタリング調査を行っている。今後は3~5年ごとに順次、皆伐を行う試験地を設定していく予定である注。また、試験で得られた成果は、絶滅の危機にある全国のイヌワシの生息環境の向上に役立てることとしている。



「赤谷の森」の位置



写真提供：公益財団法人日本自然保護協会

赤谷の森に生息するイヌワシのつがい

注：現状においては、どのような位置や場所にどのような環境を創出することが、イヌワシが狩りをする環境として有効であるかについての知見がほとんどないため、これまでのモニタリング調査の結果等を基に試験地を設定し、有効な条件を明らかにすることとしている。

事例V-15 「ふれあいの森」を活用した松林の保全

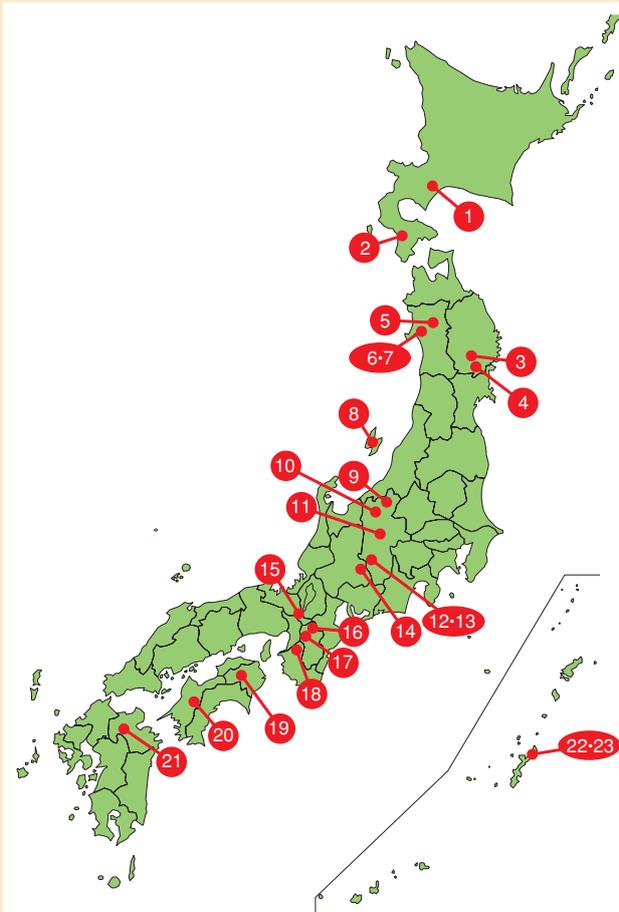
秋田県能代市の「風の松原」は、海岸防災林として飛砂の防備等の機能を果たしており、地域住民の憩いの場としても親しまれているが、近年、松くい虫被害や広葉樹侵入等がみられる。

このような中、米代西部森林管理署(秋田県能代市)では、市民ボランティア、県、市等と連携して、松くい虫の防除対策を実施している。また、平成26(2014)年9月には、混交林化が進む松原内にかつてのクロマツ林を復活させ、次代に松原の文化・歴史を継承する活動を進めるため、地元自治体や市民ボランティア団体等と協定を締結して「ふれあいの森」を設定した。これを受けて同11月には、市民ボランティアら60名の参加により刈払い等が行われた。



刈払った草の収集作業

資料V-13 「木の文化を支える森」の設定状況



注：平成25(2013)年度末現在の設定状況。

名称	対象とする木の文化	樹種
1 イウォネシリ(北海道白老町)	地域伝統産業	オヒョウニレ等
2 檜山古事の森(北海道江差町)	歴史的木造建造物	ヒバ
3 平泉古事の森(岩手県奥州市)	歴史的木造建造物	ヒバ等
4 歴史の森(岩手県一関市)	歴史的建造物	ケヤキ
5 曲げわっぱの森(秋田県大館市)	大館曲げわっぱ	スギ
6 秋田杉・桶樽の森(秋田県能代市)	秋田杉桶樽	スギ
7 ポスト天杉の森(秋田県能代市)	秋田杉製材品	スギ
8 鬼太鼓の森(新潟県佐渡市)	郷土伝統芸能	ケヤキ等
9 道祖神祭りの森(長野県野沢温泉村)	道祖神祭り	ブナ
10 戸隠竹細工の森(長野県長野市)	戸隠竹細工	チシマザサ
11 御柱の森(長野県下諏訪町)	御柱祭	モミ
12 檜皮の森(長野県南木曾町)	檜皮	ヒノキ
13 南木曾伝統工芸の森(長野県南木曾町)	南木曾ろくろ細工等	トチノキ等
14 裏木曾古事の森(岐阜県中津川市)	歴史的木造建造物	ヒノキ
15 京都古事の森(京都府京都市)	歴史的木造建造物	ヒノキ
16 春日奥山古事の森(奈良県奈良市)	歴史的木造建造物	ヒノキ等
17 斑鳩の里法隆寺古事の森(奈良県斑鳩町)	歴史的木造建造物	ヒノキ
18 高野山古事の森(和歌山県高野町)	歴史的木造建造物	ヒノキ等
19 祖谷のかずら橋・架け替え資材確保の森(徳島県三好市)	祖谷のかずら橋	シラクチカスラ
20 伊予之二名島古事の森(愛媛県久万高原町)	歴史的木造建造物	ヒノキ等
21 木うその森(大分県九重町)	木うそ	コシアブラ
22 首里城古事の森(沖縄県国頭村)	歴史的木造建造物	イヌマキ
23 首里城古事の森(沖縄県東村)	歴史的木造建造物	イヌマキ

事例V-16 「古事の森」における木の文化を支える森づくりの推進

岐阜県南東部の裏木曾地方は、室町時代から優良な木曾ヒノキの産地として知られ、その森林は、伊勢神宮をはじめ多くの神社仏閣や城郭等の木造建造物に用いる木材の供給のために大切に管理されてきた。

東濃森林管理署(岐阜県中津川市)では、平成16(2004)年に中津川市内の国有林に「裏木曾古事の森」を設定し、地元自治体等から成る「裏木曾古事の森協議会」と連携して、200～400年の超長伐期の森林を育成するための森林整備を行うとともに、木曾ヒノキをはじめ森林や木材との関わりの中で育てられてきた地域の歴史を広める活動に取り組んでいる。

協議会は、裏木曾地方の歴史をより多くの人たちに知ってもらうため、平成26(2014)年10月に、下流域や消費地の人たちを対象にした見学会を開催した。



木曾ヒノキの見学会

る「分収造林」や、契約者が生育途中の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担して国が育てる「分収育林」による分収林制度を通じて、国民参加の森林づくりを進めている。平成25(2013)年度末現在の設定面積は、分収造林で約12万ha、分収育林で約2万haとなっている*11。

分収育林の契約者である「緑のオーナー」に対しては、契約対象森林への案内や植樹祭等のイベントへの招待等を行うことにより、森林と触れ合う機会の提供等に努めるとともに、契約者からの多様な意向に応えるため、契約期間をおおむね10年から20年延長することも可能としている。

また、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客との触れ合いの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定している。平成25(2013)年度末時点で、「法人の森林」の設定箇所数は490か所、設定面積は約2千haとなっている(事例V-17)。

(イ)地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業をはじめとする地域産業の振興や住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。平成25(2013)年度末現在の貸付面積は約7.5万haで、道路、電気、通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が46%、

農地や採草放牧地が15%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき経済産業省から発電設備の認定を受けた事業者も貸付対象としており、平成25(2013)年度末現在で64haの貸付けを行っている。これは、平成24(2012)年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に沿って措置したものである。

また、国有林野の一部に、地元住民を対象として、薪炭材等の自家用林産物採取等を目的とした共同利用を認める「共用林野」を設定している。共用林野は、自家用の落葉や落枝の採取や地域住民の共同のエネルギー源としての立木の伐採を行う「普通共用林野」、自家用薪炭のための原木採取を行う「薪炭共用林野」及び家畜の放牧を行う「放牧共用林野」の3つに区分される。共用林野の設定面積は、平成25(2013)年度末現在で、126万haとなっている。

さらに、国有林野のうち、地域産業の振興や住民福祉の向上等に必要な森林や苗畑及び貯木場の跡地等については、地方公共団体等への売払いを行っている。平成25(2013)年度には、ダム用地や道路用地等として、計203haの売払いを行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野を

事例V-17 「法人の森林」を活用した森林づくり活動

食品会社N(大阪府大阪市)は、環境への取組の一環として森林保全活動を推進するため、平成14(2002)年度から、関東、中部及び近畿中国の各森林管理局と分収林契約を締結し、各地に「法人の森林」を設定している。同社では、これらの森林を「みんなの森林」と名付け、社員やその家族、顧客とともに、毎年、森林整備や自然観察会等の活動を行っている。平成26(2014)年度は、苗木の植栽や遊歩道の整備、森林教室等の活動を実施した。

「みんなの森林」を管轄する各森林管理署では、これらの取組に対して現地での作業指導等を行うなど、同社が実施する森林づくり活動を支援している。



社員らによる遊歩道の整備

*11 個人等を対象とした分収育林の一般公募は、平成11(1999)年度から休止している。

「レクリエーションの森」に設定して、国民に提供している。「レクリエーションの森」には、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「風景林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」及び「風致探勝林」の6種類がある。平成26(2014)年4月現在、全国で1,080か所、約39万haの国有林野を「レクリエーションの森」に設定している(資料V-14)。平成25(2013)年度には、延べ約1.3億人が「レクリエーションの森」を利用した。

「レクリエーションの森」では、地元の自治体を核とする「レクリエーションの森」管理運営協議会と地元の森林管理署等が連携しながら、利用者の

ニーズに即した管理運営を行っている(事例V-18)。管理運営に当たっては、利用者からの「森林環境整備推進協力金」による収入や、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。このうち、サポーター制度は、企業等がCSR活動の一環として、「レクリエーションの森」管理運営協議会との協定に基づき、「レクリエーションの森」の整備に必要な資金や労務を提供する制度であり、平成25(2013)年度末現在、全国9か所の「レクリエーションの森」において、延べ12の企業等がサポーターとなっている。

資料V-14 「レクリエーションの森」の設定状況

種 類	箇所数	面積 (万ha)	利用者数 (百万人)	代表例(所在地)
自然休養林	89	10	18	高尾山(東京都)、赤沢(長野県)、屋久島(鹿児島県)、石鎚(高知県、愛媛県)
自然観察教育林	160	3	8	箱根(神奈川県)、軽井沢(長野県)、上高地(長野県)
風景林	479	18	65	摩周(北海道)、嵐山(京都府)、宮島(広島県)
森林スポーツ林	56	1	1	風の松原(秋田県)、扇の仙(兵庫県)、西之浦(熊本県)
野外スポーツ地域	190	5	25	蔵王(宮城県、山形県)、玉原(群馬県)、苗場(新潟県)
風致探勝林	106	2	10	層雲峡(北海道)、駒ヶ岳、穂高(長野県)
合 計	1,080	39	127	

注：箇所数と面積は、平成26(2014)年4月1日現在の数値。
資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例V-18 地域と連携した「レクリエーションの森」の管理の推進

九州森林管理局管内のくまもと自然休養林(熊本県^{きくちし}菊池市)には、スギの巨木、樹木が生い茂る原生林、美しい渓谷等があり、自然探勝を目的に熊本県内外から多くの人々が訪れている。

くまもと自然休養林では、地元の自治体や観光協会が組織される「菊池渓谷を美しくする保護管理協議会」が、利用者から募金方式で協力金を受け取り、遊歩道の整備や休憩所の維持管理、景観保護、トイレ清掃等を行うなど、現地の環境保全に取り組んでおり、地域の観光資源としての魅力の向上につながっている。また、熊本森林管理署(熊本県菊池市)においては、熊本県等と合同安全パトロールを行うとともに、危険箇所等への安全対策を検討するなど、協議会と連携した「レクリエーションの森」の維持管理に取り組んでいる。



協議会による歩道の整備

(ウ)東日本大震災からの復旧・復興

(応急復旧と海岸防災林の再生)

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、国有林野においても、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃、防潮堤や海岸防災林等の治山施設の被害、^{のり}法面・路肩の崩壊等の林道施設の被害、林野火災等の森林被害が発生した。

東北森林管理局等では、震災発生の翌日から、ヘリコプターによる現地調査を実施するとともに、現地に担当官を派遣することにより、被害状況を把握して、今後の対応について検討を行った。また、海岸地域において治山施設が流失した箇所のうち、浸水被害が危惧される箇所では、緊急対策工事として大型土嚢^{のう}の設置を行った。さらに、森林管理局及び森林管理署の職員による被災地への食料など支援物資の搬送や、応急仮設住宅用の杭丸太向けの原木の供給にも取り組んだ。

海岸防災林の再生については、国有林野における海岸防災林の復旧工事を行うとともに、民有林においても宮城県知事からの要請を受けて、仙台湾沿岸地区では「民有林直轄治山事業」、^{けせんぬま}気仙沼地区では「特定民有林直轄治山施設災害復旧事業」により、海岸防災林の復旧に取り組んでいる。

(原子力災害からの復旧への貢献)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害への対応については、森林野外活動等の入込者が増加する夏期を迎えるに当たり、福島県に所在する「レクリエーションの森」等を対象とし、昨年

度に引き続き森林の環境放射線モニタリングを実施した。また、関係機関と連携しつつ生活圏周辺の国有林野の除染に取り組んでおり、平成26(2014)年9月末現在、福島県、茨城県及び群馬県の3県で約18haの除染を実施している。あわせて、福島県内の国有林野をフィールドとして、森林除染に関する知見の集積や技術開発のための実証事業に取り組んでいる。

さらに、地方公共団体等から、汚染土壌等の仮置場用地として国有林野を使用したいとの要請があった場合には、国有林野の無償貸付け等により積極的に協力している。平成27(2015)年3月末現在、福島県、茨城県、群馬県及び宮城県^のの4県22か所で計約68haの国有林野を仮置場用地として、市町村や環境省等に無償貸付け等を行っている(事例V-19)。

事例V-19 国有林野を活用した除去土壌等の仮置場用地の提供

福島森林管理署白河支署(福島県^{しろかわし}白河市)では、白河市が実施している除染作業で発生した汚染土壌等の仮置場用地として、平成26(2014)年から約12haの国有林野を白河市に無償で貸し付けている。貸付地は仮置場とするための造成が終了し、除去土壌等が順次搬入され、生活空間における放射線量の低減に役立てられている。



除去土壌等の仮置場(福島県白河市)



第Ⅵ章

東日本大震災からの復興

平成23(2011)年3月11日に発生した「東日本大震災」では、地震や津波により、森林・林業・木材産業にも大きな被害が発生した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広い範囲の森林が放射性物質に汚染された。農林水産省では、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、震災からの復旧及び復興に向けた取組を進めている。

本章では、平成26(2014)年度の動きを中心に、復興に向けた森林・林業・木材産業の取組として、森林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧・再生、木材の活用等について記述する。また、原子力災害からの復興に向けた取組として、森林の放射性物質対策、安全な林産物の供給、損害の賠償等について記述する。

1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

平成23(2011)年3月11日に発生した「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震」では、広い範囲で強い揺れが観測されるとともに、東北地方の太平洋沿岸を中心に大規模な津波被害が発生した。「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震」による被害は未曾有の規模となり、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害を含めて、「東日本大震災」と呼称することとされた*1。

政府は、東日本大震災からの復興に向けて、平成23(2011)年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、震災からの復旧と将来を見据えた復興に取り組んでいる。

以下では、森林・林業・木材産業における復興への取組として、森林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧・再生、復興への木材の活用と森林・林業の貢献について、平成26(2014)年度における動向を中心に記述する。

(1) 森林等の被害と復旧状況

東日本大震災による森林等の被害は、青森県から高知県までの15県に及び、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃(458か所)、防潮堤*2等の治山施設の被害(275か所)、法面や路肩の崩壊等の林道施設の被害(2,632か所)、火災による焼損等の森林被害(1,065ha)等が発生した*3。

このうち、治山施設や林道施設等の被害箇所については、国、都道府県、市町村等が「山林施設災害復旧等事業」等により、災害からの復旧に向けた工事を進めている。平成26(2014)年12月時点で、「山林施設災害復旧等事業」の対象箇所の9割強が工事に着手済みとなっており、その大部分で工事が完了している。未着手箇所については、地域や他事業等

との調整を行いつつ、準備が整った箇所から速やかに着手することとしている。

林業の被害は、林地や林道施設等への直接の被害に加え、木材加工・流通施設の被災により、これらの工場に供給していた原木等の出荷が困難となるなど間接の被害もあった。林野庁では、平成23(2011)年度から、被災工場に原木等を出荷していた素材生産業者が、非被災工場に原木等を出荷する場合等に、流通コストに対する支援を行った。平成23(2011)年中に、被災工場が順次操業を再開したことに伴い、用材等の流通も回復した。

木材産業の被害は、全国の木材加工・流通施設115か所に及んだ。このうち、製材工場については、青森県から高知県にかけての71か所が被災して、多くの工場が操業を停止した。合板工場については、岩手県と宮城県に位置する大規模な合板工場6か所が被災して、操業を停止した*4。林野庁では、復興に取り組む木材産業等に対し、被災した木材加工・流通施設の廃棄、復旧及び整備や港湾等に流出した木材の回収等への支援、特用林産施設の復旧や再建等の支援を行った。この結果、平成26(2014)年4月までに、木材加工・流通施設全体で98か所が操業を再開している*5。操業を再開していない木材加工・流通施設は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示区域内に施設が立地しているもの、事業再開を断念したものなどである。

(2) 海岸防災林の復旧・再生

(海岸防災林の被災と復旧・再生の方針)

東日本大震災の津波によって、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県との6県にわたる総延長約140kmの海岸防災林において、防潮堤や林帯地盤の損壊、沈下及び流失や、樹木の倒伏及び流失等の被害が発生した*6。特に、地盤が低く地下

*1 平成23(2011)年4月1日閣議了解。

*2 高潮や津波等により、海水が陸上に浸入することを防止する目的で、陸岸に設置される堤防。治山事業では、海岸防災林の保護のため、治山施設として防潮堤等を整備している。

*3 農林水産省ホームページ「林野関係被害(第84報)」(平成24(2012)年7月5日付け)

*4 林野庁木材産業課調べ。

*5 林野庁木材産業課調べ。

*6 海岸防災林の復旧状況については、193-194ページを参照。

水位が高い場所では、樹木の根が地中深くに伸びず、津波により樹木が根返りし、流木化した。一方、海岸防災林が、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉等の一定の津波被害の軽減効果を発揮したことも確認された。

林野庁は平成23(2011)年5月から、学識経験者等から成る「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を開催し、平成24(2012)年2月に「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめ、今後の海岸防災林の再生の方針を示した。同方針では、海岸防災林の復旧・再生に当たって留意すべきこととして、地域の復興計画等との整合、防災機能を発揮する観点から必要な林帯の配置、根系の健全な成長のための生育基盤の造成、背後の林帯を保護する人工盛土の造成、災害廃棄物由来の再生資材の利用、植栽樹種、植栽やその後の保育等におけるNPOや企業等の民間団体等との連携等が示された。被災地の復興に当たっては、同方針を踏まえ、災害に強い地域づくりに向けて、津波や潮害、飛砂及び風害の防備等の機能を発揮する海岸防災林の復旧・再生に取り組むこととしている。

また、復興庁が公表した「各府省の事業計画と工程表のとりまとめ」では、海岸防災林については、地域の復興計画と整合を図りつつ、おおむね5年間で盛土等の基盤整備を実施して、基盤造成が完了し

た箇所から順次植栽を行い、おおむね10年間で全体の復旧を完了することを目指す^{*7}とされた。

(海岸防災林の復旧状況)

被災した海岸防災林の総延長約140kmについては、平成26(2014)年12月末時点で、地域の復興計画との調整が必要な箇所等を除き、約107kmで復旧工事^{*8}に着手済みであり、うち28kmで工事が完了した。

例えば、岩手県宮古市^{みやこし}掬待^{せつたい}では、津波により被災した海岸防災林について、盛土等により生育基盤を復旧した上で植栽に着手し、平成26(2014)年7月に復旧工事が全て完了した(事例VI-1)。宮城県の仙台市から巨理郡山元町^{わたりにくやまもとちょう}にわたる仙台湾地区でも、平成24(2012)年度から津波堆積物を盛土材に活用した生育基盤の復旧を開始し、準備が整った箇所から植栽を開始している。また、福島県南相馬市^{みなみそうま}鹿島区^{かしまぐ}北海老^{きたえび}では、津波により海岸防災林約3.8km(18ha)が被災し、地盤沈下等により満潮時には海水が流入する状況であったため、生育基盤の復旧を行い、平成26(2014)年10月から植栽に着手している。

なお、林野庁では、平成26(2014)年5月から、海岸防災林の再生に関する取組事例や各方面からの提言も踏まえ、海岸防災林の復旧・再生等に向けて、様々な植栽樹種・植栽方法に関する実証試験を実施

事例VI-1 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧

岩手県宮古市^{みやこし}掬待^{せつたい}では、東日本大震災の津波で約0.3km(2.4ha)の海岸防災林が流失した。

このため、平成24(2012)年度から、津波堆積物を盛土材に活用した生育基盤の復旧を開始し、平成26(2014)年5月には、植栽に着手するとともに、海岸防災林の再生における岩手県最初の生育基盤復旧の完了を記念して植樹祭を行った。

植樹祭には、一般公募による参加者、地元の小学生や地域住民など、総勢約300人が参加し、山口県や鳥取県から寄贈された苗木等1,530本(クロマツ、アカマツ、コナラ等)を植栽した。



記念植樹式の様子

*7 復興庁「各府省の事業計画と工程表のとりまとめ-公共インフラ、全体版-」(第2回復興推進会議(平成24(2012)年5月18日)資料): 12.

*8 地盤高が低く地下水位が高い箇所では盛土を行うなど、生育基盤を造成した上で、植栽を実施。



している(事例VI-2)。

(民間団体等と連携して植栽等を実施)

海岸防災林の復旧・再生については、地域住民、NPO、企業等の参加や協力も得ながら、植栽や保育が進められている。このような取組には、海岸防災林の復旧・再生を地域の復興に向けたシンボリックな活動とする意義があり、また、大規模災害に対する防災意識の向上を図る観点からも重要である。

国有林では、海岸防災林の復旧事業地のうち、生育基盤の造成が完了した箇所の一部において、公募による協定方式を活用して、NPOや企業等の民間団体の協力も得ながら植栽等を進めている。平成25(2013)年度から、宮城県仙台市内の国有林において14の民間団体が、また、平成26(2014)年度から、宮城県名取市内の国有林において12の民間団体が、国(森林管理署)との協定に基づき植栽等の森林整備活動を継続的に実施している。平成26(2014)年11月には、宮城県東松島市内と福島県

相馬市内の国有林において活動を希望する団体を募集し、平成27(2015)年3月までに、11の民間団体と協定を締結した。

(苗木の供給体制の確立と植栽後の管理のための取組)

被災した海岸防災林の再生には、1,000万本以上の苗木の追加的な供給が必要になると見込まれている。苗木生産には2~3年を要することから、今後、各地の海岸防災林の再生事業の進捗に合わせて、必要な量の苗木を計画的に確保していくことが必要である。このため、林野庁は平成24(2012)年度から、優良種苗の安定供給体制を確立するため、事業協同組合等に対して育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援している。

平成25(2013)年度からは、独立行政法人森林総合研究所*⁹東北育種場等が産官協同で、抵抗性クロマツ苗木の供給体制の確立に向けた研究を行っている(事例VI-3)。

また、海岸防災林について、潮害、飛砂及び風害

事例VI-2 海岸防災林の植栽樹種・植栽方法に関する実証試験の実施

林野庁は、平成26(2014)年5月から、宮城県岩沼市において、海岸防災林の植栽樹種・植栽方法に関する実証試験に着手した。

この実証試験は、東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生と、将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた全国の海岸防災林の機能強化に向け、気象条件が厳しい海岸においても防災効果が発揮される植栽樹種・植栽方法等に関する知見を収集し、今後の事業に反映していくことを目的としている。

このため、海岸防災林の再生に関する取組事例や提言等を踏まえ、植栽木の種類や客土の有無等を組み合わせて試験エリアを設定し、植栽木の生育状況や管理コスト等を調査・検証していくこととしている。

資料：林野庁プレスリリース「海岸防災林の植栽樹種・方法に関する実証試験の実施及び植樹式の開催について」(平成26(2014)年5月1日付け)



実証試験地(宮城県岩沼市)



実証試験地の植栽木(クロマツ、広葉樹)

*⁹ 平成27(2015)年4月1日より国立研究開発法人森林総合研究所に名称変更。

の防備等の災害防止機能を発揮させるためには、植栽後も、下刈り、除伐、間伐等を継続的に行う必要がある。このため、植栽が行われた海岸防災林の復旧事業地では、地元住民、NPO、企業等の参加や協力も得つつ、治山事業により必要な保育を実施することとしている。

(3)復興への木材の活用と森林・林業の貢献

(応急仮設住宅や災害公営住宅等での木材の活用)

東日本大震災では、地震発生直後には最大約47万人が避難生活を余儀なくされ、平成26(2014)年11月現在でも避難者等は約24万人となっている。平成26(2014)年10月現在の避難者等の入居先は、応急仮設住宅(約4.1万戸)、民間住宅(約4.3万戸)、公営住宅等(約0.7万戸)となっており、仮設住宅等への入居戸数は減少しており、恒久住宅への移転が進められている^{*10}。

「応急仮設住宅^{*11}」については、被災地の各県が「災害救助法」に基づき、平成25(2013)年4月までに約5.4万戸を建設した^{*12}が、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)では、この4分の1以上に当たる

約1.5万戸の応急仮設住宅が木造で建設された^{*13}。

また、今回の震災における木造応急仮設住宅の供給実績と評価を踏まえて、「一般社団法人全国木造建設事業協会」は、大規模災害が発生した場合、木造の応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、各都道府県との災害協定の締結を進めている。同協会では、平成26(2014)年4月までに、17都県^{*14}と災害協定を締結しており、平成27(2015)年8月までに、全体の5割の都道府県と災害協定を締結することを目標としている。

さらに、一部の自治体では、災害時の木材供給について、地元の森林組合や木材協会等と協定を結び動きもみられる。

一方、「災害公営住宅^{*15}」については、平成26(2014)年12月末時点で、被災3県において約29,500戸の計画戸数が見込まれている^{*16}。「東日本大震災からの復興の基本方針」では、「津波の危険性がない地域では、災害公営住宅等の木造での整備を促進する」とされており、構造が判明している計画戸数約29,000戸のうち、2割以上に当たる約7千戸が木造で建設される予定である。平成26

事例Ⅵ-3 松枯れに強いクロマツ苗木の安定供給に向けたプロジェクト

独立行政法人森林総合研究所東北育種場は、県の研究機関、苗木生産者及び民間企業と連携して、海岸防災林の復旧・再生に向け、松くい虫被害に抵抗性のある東北産のクロマツ苗木を大量・安定的に供給するためのプロジェクトを立ち上げた。同プロジェクトでは、植物ホルモン処理により、雄花の位置に雌花を咲かせることにより、抵抗性クロマツの種子生産を増加させるなどの技術の開発・実証を行った後、開発した技術を苗木生産の関係者に普及・指導していくこととしている。



←通常の雌花の位置

←植物ホルモン処理により咲いた雌花の位置

クロマツ雌花

資料：織部雄一朗(2014) 松枯れに強いクロマツ苗木供給への取り組み—東日本大震災で壊滅した海岸防災林再生にむけて—。森林と林業, 2014年7月号: 14-15

- *10 復興庁「復興の現状」(平成26(2014)年12月19日)
- *11 「災害救助法」第4条第1項第1号に基づき、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図るもの。
- *12 国土交通省ホームページ「応急仮設住宅関連情報」
- *13 国土交通省調べ(平成25(2013)年5月16日現在)。
- *14 徳島県、高知県、宮崎県、愛知県、埼玉県、岐阜県、長野県、愛媛県、秋田県、静岡県、広島県、東京都、香川県、神奈川県、三重県、大分県及び千葉県。
- *15 災害により住宅を滅失した者に対し、地方公共団体が整備する公営住宅。
- *16 福島県においては全体の計画戸数が定まっていない。

(2014)年12月末時点で、約4,500戸の災害公営住宅が完成しており、このうち3割以上にあたる約1,500戸が木造で建設されている*17(資料VI-1、事例VI-4)。

また、被災者の住宅再建を支援する取組も行われている。平成24(2012)年2月には、被災3県の林業・木材産業関係者、建築設計事務所、大工・工務店等の関係団体により、「地域型復興住宅推進協議会」が設立された。同協議会に所属する住宅生産者グループは、住宅を再建する被災者に対して、地域ごとに築いているネットワークを活かし、地域の木材等を活用し、良質で被災者が取得可能な価格の住宅を「地

域型復興住宅」として提案し、供給している*18。

なお、林野庁では、「東日本大震災復興特別区域法」に基づき市町村が作成する「復興整備計画」等に基づく土地利用調整が本格化する被災地において、迅速な復興に資するよう、居住地の高台移転等に伴う

資料VI-1 災害公営住宅の整備状況

【災害公営住宅整備の全体計画】

	計画戸数(戸)	うち構造判明(戸)	うち木造(戸)		木造率(%)
			うち木造(戸)	木造率(%)	
岩手県	5,933	5,933	1,224	20.6	
宮城県	15,992	15,329	4,081	26.6	
福島県	7,592	7,578	1,728	22.8	
合計	29,517	28,840	7,033	24.4	

【災害公営住宅の完成状況】

	完成戸数(戸)	うち木造(戸)		木造率(%)
		うち木造(戸)	木造率(%)	
岩手県	1,016	346	34.1	
宮城県	2,324	452	19.4	
福島県	1,203	748	62.2	
合計	4,543	1,546	34.0	

資料：復興庁「住まいの復興工程表(平成26年12月末現在)」(平成27(2015)年2月12日)を基に林野庁木材産業課作成。

事例VI-4 地域の木材を活用し、木のぬくもりが感じられる災害公営住宅を整備

平成25(2013)年8月に完成した岩手県上閉伊郡大槌町の災害公営住宅(70戸)は、岩手県産材を全体の約9割に活用し、設計・施工には地元業者が参画して建設された。美しい里山の風景や周辺の街並みになじむように、低層の木造和風建築となっているほか、各住戸に木の縁側を設置し、歩行者と居住者の日常的な交流を生み出す工夫もされている。

資料：復興庁ホームページ「[新しい東北]住まいのこだわり設計事例集」



災害公営住宅(木造長屋1~2階建て)



災害公営住宅の内部

*17 平成21(2009)年度~平成23(2011)年度に整備された公営住宅の木造率(全国5.1%、国土交通省調べ。)よりも高い。

*18 地域型復興住宅推進協議会ほか「地域型復興住宅」(平成24(2012)年3月)

保安林の指定又は解除のための現地調査等や、海岸部の保安林指定適地及び被災した保安林の森林所有者情報の整備等に係る費用について支援を行っている。さらに、林野庁の担当官を被災地に派遣し、「復興整備計画」や保安林解除申請書の作成方法の助言等を行っている。

このほか、土木分野の復旧・復興事業でも地域の木材が活用されている。例えば、治山施設や港湾施設の復旧事業では、コンクリートの打設に用いられる型枠用合板に、国産間伐材を使用する事例もみられる^{*19}。

(木質系災害廃棄物の有効活用)

東日本大震災では、地震と津波により、多くの建築物や構造物が破壊され、コンクリートくず、木くず、金属くず等の災害廃棄物(がれき)が大量に発生した。13道県239市町村で約2,000万トン発生した災害廃棄物^{*20}は、平成26(2014)年3月末時点で97%が処理され、福島県の一部地域(8市町村)を除く231市町村において処理が完了した。また、約62万トンの広域処理必要量も、平成26(2014)年3月末までに18都県92件で全ての処理が完了した^{*21}。

このような災害廃棄物のうち、木くずの量は、災害廃棄物の約1割に相当する約135万トンであった。木くずについては、平成23(2011)年5月に環境省が策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」では、木質ボード、ボイラー燃料、発電等に利用することが期待できるとされ、各地の木質ボード工場や木質バイオマス発電所で利用された。

(木質バイオマスエネルギー供給体制を整備)

平成24(2012)年7月に閣議決定された「福島復興再生基本方針」では、目標の一つとして、再生可能エネルギー産業等の創出による地域経済の再生が位置付けられた。これを受けて、福島県会津若松市^{あいつわかまつ}では、同月から、未利用間伐材等を主燃料とするバイオマス発電施設が稼働している。

また、「岩手県東日本大震災津波復興計画」や「宮城県震災復興計画」においても、木質バイオマスの活用が復興に向けた取組の一つとして位置付けられている。これを受けて、岩手県宮古市^{みやこし}では、平成26(2014)年4月から新たに製材端材及び未利用間伐材等を燃料とする発電施設が稼働しており、また宮城県気仙沼市^{けせんぬまし}でも、同3月から主に未利用間伐材を燃料とする発電施設が稼働している^{*22}。

(復興への森林・林業の貢献)

政府が設置した有識者等から成る復興推進委員会は、平成26(2014)年4月に「新しい東北」の創造に向けた提言を行った。提言では、震災復興の中で、人口減少、高齢化、産業の空洞化等といった課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」を目指すとしている。森林・林業分野では、豊富な森林資源など再生可能エネルギー資源の導入を推進すること、多重防御の一つとして海岸防災林を整備することなどが挙げられている。

また、復興庁が設置した「産業復興の推進に関するタスクフォース」は、同6月に「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」を取りまとめた。この中で、林業の目標像として、東北地域は大規模な木材加工施設が集中する地域であり、川上から川下まで連携した木材安定供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現することが求められるとしている。

*19 国産間伐材の使用については、「平成25年度森林及び林業の動向」45ページを参照。

*20 福島県の避難区域を除く。

*21 環境省「東日本大震災における災害廃棄物処理について(避難区域を除く)」(平成26(2014)年4月25日)

*22 木質バイオマスを活用した発電については、第IV章(165-167ページ)参照。



2. 原子力災害からの復興

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中に大量の放射性物質が放散され、広い範囲の森林が汚染されるとともに、林業・木材産業にも影響が及んでいる。

以下では、原子力災害からの復興に向け、森林の放射性物質対策、安全な林産物の供給、樹皮やほだ木等の廃棄物の処理、損害の賠償について記述する。

(1) 森林の放射性物質対策

(ア) 「避難指示区域」の見直しと除染の実施

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、平成23(2011)年4月に設定された「警戒区域」及び「避難指示区域」は、平成24(2012)年4月から平成25(2013)年8月までに見直しが行われ、「避難指示解除準備区域^{*23}」、「居住制限区域^{*24}」、「帰還困難区域^{*25}」の3つの区域とされた。

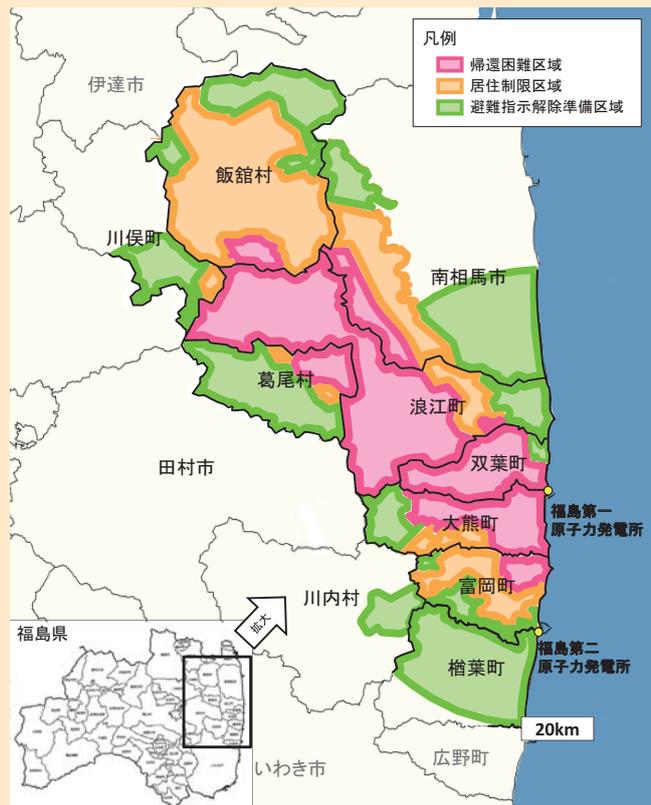
その後、年間積算線量が低下したこと等により、平成26(2014)年4月に、福島県田村市の避難指示解除準備区域が解除された。平成26(2014)年10月には、双葉郡川内村で、避難指示解除準備区域が解除されるとともに、居住制限区域が避難指示解除準備区域に見直された。平成26(2014)年10月時点で、避難指示区域は1市6町3村で指定されている(資料VI-2)。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質で汚染された地域では、放射性物質の影響を速やかに低減させることが大きな課題となっている。政府は、平成23(2011)年8月に公布された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づ

き、除染^{*26}を進めることとしている。

「放射性物質汚染対処特措法」では、「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」が規定されており、平成26(2014)年11月時点で、除染特別地域は福島県11市町村で、汚染状況重点調査地域は8県99市町村が指定されている。「除染特別地域」は、「警戒区域」又は「計画的避難区域」の指定を受けたことがある地域が指定されており、環境大臣が定める「特別地域内除染実施計画」に基づいて、国により除染等が実施されている。また、「汚染状況重点調査地域」は、空間線量率が毎時0.23 μ Sv以上の地域を含む市町村が指定されており、指定を受けた市町村は汚染の状況について調査測定を行った上で「除染実施計画」を定め、この計画に基づき市町村、県、国等により除染等が実施されている(資料VI-3)。

資料VI-2 避難指示区域の概念図



資料：経済産業省ホームページ「避難指示区域の概念図(平成26(2014)年10月1日時点)」

*23 年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域。
 *24 年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。
 *25 5年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがあり、年間積算線量が50mSv超の地域。
 *26 放射性物質を「取り除く」、「遮る」、「遠ざける」などの方法を組み合わせて環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減すること。

(イ)森林除染の実施状況

(森林除染の基本方針)

森林の除染については、「放射性物質汚染対処特措法」と同法による基本方針(平成23(2011)年11月閣議決定)に基づき、森林周辺の居住者の生活環境における放射線量を低減する観点から、「住居等近隣の森林」を優先して除染を進めることとされている。また、環境省は平成23(2011)年12月に策定した「除染関係ガイドライン」の中で、「住居等近隣の森林」の除染の方法について具体的な方法を示している。

環境省が平成25(2013)年9月に公表した「除染の進捗状況についての総点検」においては、その後の研究・実証等により明らかになった知見を踏まえ、「森林における今後の方向性」として、「住居等近隣の森林」を含む3つのエリアごとに今後の森林除染の方向性が示された(資料VI-4)。これを踏まえ、同12月には「除染関係ガイドライン」の森林部分について見直しが行われている。

(エリアごとの除染の方法と実施状況)

「除染関係ガイドライン」等においては、「住居等近隣の森林」について、林縁から5～10mの除染が特に効果的との知見を踏まえて、林縁から20m程度の範囲を目安に、落葉等の堆積有機物の除去を行うこととしている。これにより除染の効果が得られない場合には、林縁から5mを目安に追加的に堆積有機物残さ(土壌表面に残った堆積有機物のくず)の除去を実施することや、谷間にある線量が高い居住地を取り囲む森林等については、面的な除染が終了した後において

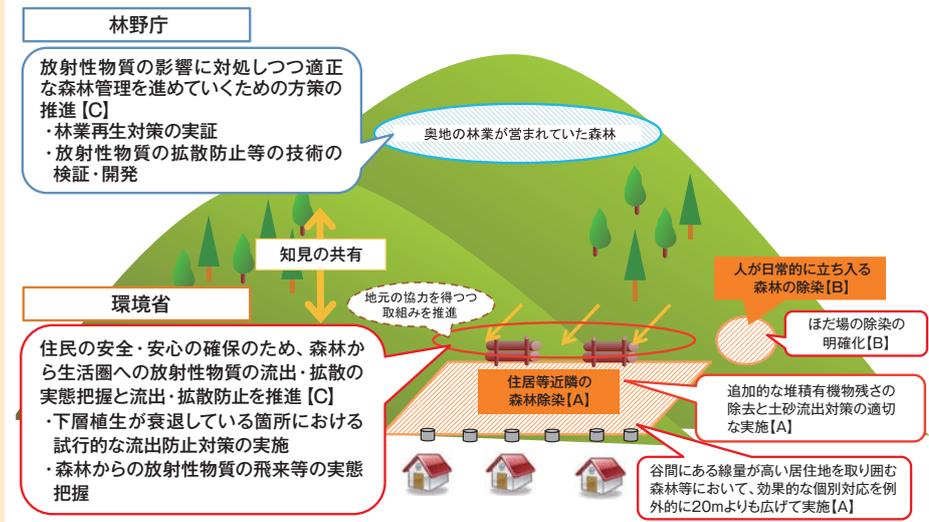
も相対的に線量が高い場合には、例外的に20mよりも広げて実施することが可能としている^{*27}。

資料VI-3 「除染実施計画」の策定状況



資料VI-4 森林における除染等の取組の方向性(イメージ)

今後とも、環境省と林野庁が連携し、調査・研究を進め、新たに明らかになった知見等については、必要に応じ、対応を検討。



注：エリアCはエリアA,B以外の森林。
資料：「森林における今後の方向性」(第9回環境回復検討会(平成25(2013)年8月27日)資料8)

*27 環境省「除染関係ガイドライン 平成25年5月第2版(平成25年12月追補)」

「利用者や作業者が日常的に立ち入る森林」については、個別の状況に応じた対応を行うこととしている。例えば、子どもが利用するキャンプ場等は、「公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するもの」として除染が可能としている*28。また、原木きのこを生産する「ほだ場」においては、「住居等近隣の森林」の除染方法に準じて、ほだ木の伏せ込み等を行う場所及びその周囲20m程度の範囲の森林を目安に、落葉等の除去等を実施することが効果的かつ効率的であるとされており*29、「除染実施計画」の対象区域内にあるほだ場については、「除染実施計画」に位置付けることが可能であるとしている。これに関連して、林野庁では、落葉等の除去や客土等を行った場合の、しいたけへの放射性物質移行の抑制効果を調査している。

その他の森林については、引き続き、環境省と林野庁が連携して放射性物質の流出、拡散等についての調査・研究を進め、新たに明らかになった知見については、必要に応じて対応を検討することとしている。

平成26(2014)年9月現在、「住居等近隣の森林」等について、「除染特別地域」では、環境省が約2,200haで除染を実施済みであり*30、また「汚染状況重点調査地域」では、民有林は市町村が約1,100haで*31、国有林は林野庁が福島県、茨城県及び群馬県の3県約20haで除染を実施済みである*32。

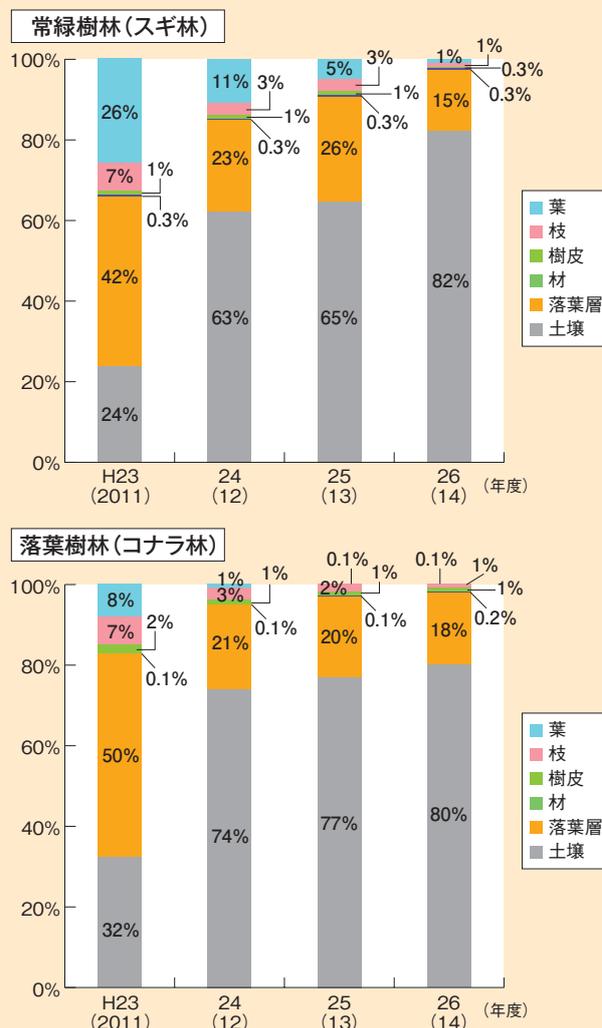
**(ウ)森林内の放射性物質に関する調査・研究
(森林内の放射性物質の分布状況の推移を調査)**

林野庁は、平成23(2011)年度から、東京電力福島第一原子力発電所からの距離が異なる福島県内の3か所の森林を対象として、放射性セシウムの濃度と蓄積量の推移を調査している。葉や枝、樹皮、落葉層の濃度は、平成24(2012)年度には大幅に低下し、その後も低下傾向を示した。一方、落葉層の下の土壌については、深さ5cmまでの層の濃度は、平成24(2012)年度に大幅に増加した(平成25

(2013)年度及び平成26(2014)年度は傾向は明らかにならなかった)のに対し、深さ5cmより深い層の濃度は、深さ5cmまでの層より大幅に低い状態が続いている。また、森林全体の放射性セシウムの蓄積量の分布は、地上部の樹木に蓄積する割合が減少し、落葉層や土壌の浅い層に蓄積する割合が増加している(資料VI-5)。

なお、これまでの調査では、材(辺材と心材)の濃度は他の樹木の部位に比べると全般的に低く、大き

資料VI-5 調査地に蓄積する放射性セシウムの部位別割合の変化



資料：農林水産省プレスリリース「平成26年度森林内の放射性物質の分布状況調査結果について」(平成27(2015)年3月27日付け)

*28 環境省「除染関係Q&A」(平成25(2013)年10月18日)
 *29 「森林除染に係る知見の整理」(第9回環境回復検討会(平成25(2013)年8月27日)資料5)
 *30 環境省ホームページ「除染情報サイト」
 *31 環境省ホームページ「除染情報サイト」。福島県分については、福島県ホームページ「市町村除染地域(汚染状況重点調査地域)における除染実施状況」による。
 *32 林野庁業務課調べ。

な変化は認められなかった。また、森林全体の放射性セシウムの蓄積量の変化等から、放射性セシウムは森林内に留まり、森林外への流出量は少ないと考察された^{*33}。

林野庁では、森林内の放射性物質の分布状況等について、継続的に調査を進めていくとともに、調査結果を踏まえ、より効果的な除染技術の検証や開発など、森林の除染や森林からの放射性物質の拡散防止等に向けた取組を進めている。

（森林における除染等の放射性物質対策に関する調査・実証事業を実施）

林野庁は、福島県内の調査地において、森林における放射性物質拡散防止等技術の検証や開発等を行っている。

平成25(2013)年度には、森林土木で用いられている工法で林床を被覆することによる放射線の遮蔽効果について調査した。その結果、植生基材の吹付けにより10～30%程度、木材チップの散布や植生マットの敷設により数%～20%程度、空間線量率が低減した。また、工法によっては、落葉等除去を実施しない場合でも20%程度の線量低減効果がみられた。このように、林床の被覆は放射線の遮蔽効果があり、また、除去物を発生させない放射性物質対策の一つとなり得ることから、今後は、被覆資材や工法の開発・実証が必要と考えられる。

また、平成24(2012)年度に落葉等除去や伐採を実施した箇所では、空間線量率の推移や、土砂や放射性セシウムの移動について継続的に調査を行っている。表土流出防止工の施工箇所の植生回復状況、渓間工(治山ダム)における堆積土砂に含まれる放射性セシウムの状況、萌芽更新木に含まれる放射性セシウムの状況や、吸着材を活用した濁水防止工及び表土流出防止工の効果についても調査を行っている^{*34}。

さらに、平成25(2013)年度から、林業再生の観点から、森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する実証事業を実施している。これまで、汚染状況重点調査地域等に指定されている福島県内30市町村の森林において、県や市町村等の公的主体による間伐等の森林整備を行うとともに、森林整備に伴

資料Ⅵ-6 避難指示解除準備区域等における適正な森林管理に向けた実証事業の概要

- 福島第一原発周辺の避難指示区域内の森林については、原発事故以降、森林整備が全く行われていないことから、森林の有する公益的機能の発揮が危ぶまれる状況。
- 一部地域で避難指示が解除されるなど、早期帰還に向けた動きが本格化している状況を踏まえ、平成26年度から、林野庁において、帰還後に地域の森林整備が円滑に再開できるよう、地域内の自治体や関係者の意向を踏まえつつ、これまでの調査事業等で得られた知見をフル活用しながら、適正な森林管理に向けた実証を実施。

【南相馬市】

- ・人工林の間伐における作業員の被ばく低減策
- ・伐採木の林内活用を通じた放射性物質の拡散抑制策
- ・主要な樹種の放射性物質濃度サンプル調査の実施

【田村市】

- ・しいたけ原木林の更新伐や改植等における作業員の被ばく低減策
- ・伐採木の林内活用を通じた放射性物質の拡散抑制策
- ・実証事業の実施に向けた所有者の同意手続き方法等プラン作成

【川内村】

- ・人工林の主伐及び間伐における作業員の被ばく低減策
- ・伐採木の林内活用を通じた放射性物質の拡散抑制策

【飯館村】

- ・間伐や松枯れ被害木の把握における被ばく低減策
- ・伐採木や松枯れ被害処理木の活用を通じた放射性物質の拡散抑制策

【普及啓発】

- ・森林除染等の森林に関する放射性物質関連の知見の集約・整理、情報発信
- ・森林除染や森林管理の推進に向けた地域関係者への効果的な普及・啓発方策

地域の関係者の理解と協力の下での
森林・林業再生による被災地復興の加速化

資料：「林野庁における取組状況」(第12回環境回復検討会(平成26(2014)年8月22日)資料10)

*33 農林水産省プレスリリース「平成26年度 森林内の放射性物質の分布状況調査結果について」(平成27(2015)年3月27日付け)
*34 農林水産省プレスリリース「平成25年度 森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業」等の調査結果について」(平成26(2014)年8月22日付け)

い発生する枝葉等の処理及び減容化や、木柵等の設置による放射性物質の拡散抑制対策等を実施している。平成26(2014)年度からは、避難指示区域の解除・見直しにより地域住民の早期帰還に向けた動きが本格化していることを踏まえ、避難指示解除準備区域等を対象に伐採木の活用策を含めた林業の再生や適正な森林管理を進めていくため、南相馬市、田村市、双葉郡川内村及び相馬郡飯館村の民有林において作業員の被ばくの低減策等の実証を実施しているほか、森林における放射性物質の現状等についての普及啓発を行っている(資料Ⅵ-6)。

(工)汚染土壌等の仮置場用地として国有林野を提供

現在、各地で除染作業が進むことに伴い、放射性物質に汚染された除去土壌等が大量に発生している。平成26(2014)年9月時点で、除染により発生した除去土壌等の保管量は、福島県で約511万㎡(仮置場791か所、現場保管約7万5千か所)^{*35}、その他の県で約32万㎡(仮置場24か所、現場保管約1万9千か所)^{*36}となっており、除染を迅速に実施するため仮置場の確保が重要となっている。林野庁では、地方公共団体等から、汚染土壌等の仮置場用地として国有林野を使用したいとの要請があった場合、国有林野の無償貸付け等を行っている。平成27(2015)年3月末現在、宮城県、福島県、茨城県及び群馬県内の22か所で計68haの国有林野を提供している^{*37}。

(オ)森林除染等における労働者の安全確保

避難指示区域の見直しに伴い、「避難指示解除準備区域」では、除染作業以外の生活基盤の復旧や製造業等の事業活動が認められ、営林についても再開できることが認められた^{*38}。これを踏まえ、平成24(2012)年7月、「東日本大震災により生じた放

射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則^{*39}」という。)が改正され、「除染特別地域」又は「汚染状況重点調査地域」内においては、除染業務に加え、1万Bq/kgを超える汚染土壌等を扱う業務(以下「特定汚染土壌等取扱業務」という。)や、土壌等を扱わない場合にあっても平均空間線量率が2.5μSv/hを超える場所で行う業務(以下「特定線量下業務」という。)については、従事者の被ばく線量の測定による線量管理や内部被ばく防止のための措置、事業者が労働者に対して行う特別教育等が求められることになった^{*40}。

林野庁では、除染電離則の改正を受けて、平成24(2012)年7月に「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」を作成し、森林内の個別の作業が特定汚染土壌等取扱業務や特定線量下業務に該当するかどうかをフローチャートで判断できるように整理するとともに、実際に森林内作業を行う際の作業手順や留意事項を解説している^{*41}。

また、平成25(2013)年度から、汚染状況重点調査地域の森林で作業を行う事業者(合計520名)に対し、放射線障害防止に関する講習の開催と線量測定器の支給を行っている。

さらに、平成25(2013)年には、福島県内の試験地において、機械の活用による作業者の被ばく低減や作業の効率化について検証を行い、キャビン付林業機械による作業の被ばく線量は、屋外作業と比べて35~40%少なくなるとの結果が得られた^{*42}。このため林野庁では、林業に従事する作業者の被ばくを低減するため、高性能林業機械のリースを支援している。

*35 福島県除染対策課資料(福島県内市町村)及び環境省資料

*36 環境省「第13回環境回復検討会(平成27(2015)年1月30日)資料」

*37 林野庁業務課調べ。なお、仮置場を設置する場合には、設置主体が地域住民の同意を得るとともに、二次汚染の防止措置を講ずるなどの対応を行うことが必要である。

*38 原子力被災者生活支援チーム「避難指示解除準備区域内での活動について」(平成24(2012)年5月9日)

*39 労働安全衛生法第22条、第27条等に基づく厚生労働省令(平成23年厚生労働省令第152号)

*40 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成24(2012)年6月15日付け基発0615第7号厚生労働省労働基準局長通知)

*41 農林水産省プレスリリース「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」(平成24(2012)年7月18日付け)

*42 農林水産省プレスリリース「森林における放射性物質の拡散防止技術検証・開発事業の結果について」(平成25(2013)年8月27日付け)

(2)安全な林産物の供給

(特用林産物の出荷制限の状況と生産継続・再開に向けた取組)

食品中の放射性物質については、平成24(2012)年4月に厚生労働省が新たな基準値を設定しており、主要な食品を対象とした検査の結果、基準値を超える食品に地域的な広がりが見られた場合には、原子力災害対策本部長が関係県の知事に出荷制限等を指示してきた。

きのこや山菜等の特用林産物については、「一般食品」の基準値100Bq/kgが適用されており、平成26(2014)年12月現在、12県180市町村で、原木しいたけ、野生きのこ、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ふきのとう、たらめめ、ぜんまい、わらび等22品目の特用林産物に出荷制限が指示されている。

林野庁は、原木きのこの生産再開に向けて、平成25(2013)年10月に「放射性物質低減のための原

木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定し、全国の都道府県に周知した。同ガイドラインでは、生産された原木きのこが食品の基準値を超えないようにするための具体的な栽培管理方法として、原木・ほだ木は指標値以下の原木を使用すること、発生したきのこの放射性物質を検査することなどの必須工程のほか、状況に応じて原木・ほだ木を洗浄することなどを示している^{*43}。

出荷制限が指示された地域については、同ガイドラインに基づいて栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に、出荷制限の解除が可能となる。平成27(2015)年2月現在、5県22市町で出荷制限が解除(一部解除を含む)され、生産再開が進みつつある。また、出荷制限の指示が出た市町村がある県においては、産地再生に向けた取組が行われている(事例Ⅵ-5)。

林野庁では、きのこ等の特用林産物生産者の生産継続・再開に向けて、安全なきのこ等の生産に必要なほだ木の洗浄機械の整備等を支援しているほか、

事例Ⅵ-5 しいたけ等の産地再生に向けた取組

平成26(2014)年10月、岩手県では、県内の原木しいたけ生産者、関係団体、種菌メーカー、市町村の職員等が東日本大震災以降初めて一堂に会し、「いわての原木しいたけ産地再生の集い」が開催された。同集いでは、久慈地方森林組合(岩手県久慈市)が、いわゆる風評被害への対策として、徹底した検査体制を確保することにより大手量販店に対する販売を再開した事例を発表するなど、関係者が一丸となってしいたけ産地再生に向け取り組んでいくことが確認された。

また、同月、福島県で「福島県林業祭」が開催され、併催行事として、東日本大震災以降休止していた「福島県きのこ復興まつり」も開催された。同まつりでは、きのこの品評会、出品きのこの販売、料理教室や試食会を通じ、きのこの消費拡大に向けたPRが行われた。

さらに、平成27(2015)年2月、栃木県でも、原木生しいたけの品評会が4年ぶりに開催され、併せて県内及び東京都内で展示即売会が実施されるなど、産地再生に向けた取組が各地で行われている。



若手生産者による大会宣言
(いわての原木しいたけ産地再生の集い)



きのこ料理教室
(福島県きのこ復興まつり)



審査の様子
(栃木県きのこ品評会)

*43 「平成25年度森林及び林業の動向」53ページを参照。



特用林産物の安全性を確保するための技術の検証等を実施している(事例VI-6)。

(きのこ原木等の管理と需給状況)

林野庁は、食品中の放射性物質の基準値を踏まえて、きのこ原木と菌床用培地等の「当面の指標値」(きのこ原木とほだ木は50Bq/kg、菌床用培地と菌床は200Bq/kg)を設定しており^{*44}、都道府県や業界団体に対し、同指標値を超えるきのこ原木と菌床用培地の使用、生産及び流通が行われないよう要請を行っている^{*45}。

東日本大震災以前には、きのこ原木は、各県における必要量のほとんどが自県内で調達されていたものの、他県から調達される原木については、その半分以上が福島県から調達されていたことから^{*46}、多くの県できのこ原木の安定調達に影響が生じた。このような中、林野庁では、平成23(2011)年度から、有識者、生産者、流通関係者等から成るきのこ原木の安定供給検討委員会^{*47}を開催し、全国4地区の安定供給実行委員会^{*48}と連携して、需要者と供給者のマッチングを行っている^{*49}。

きのこ原木の需給状況については、平成25(2013)年9月以降は、量的にはきのこ生産者等によるきのこ原木の供給希望量を、森林所有者等によるきのこ原木の供給可能量が上回っている(資料VI-7)。しかしながら、供給可能な樹種の多くがクヌギであるのに対して、供給希望の樹種はコナラが多く、樹種のミスマッチによる原木不足の状況が続いている。

林野庁では、引き続き、きのこ原木のマッチングを推進するとともに、供給希望量の多いコナラの供給可能量の掘り起こしを行っていくこととしている。また、日本特用林産振興会では、「西日本産クヌギ原木を使用した東日本での原木しいたけ栽培指針」を作成し、しいたけ生産者等に周知することにより、クヌギを用いた栽培方法の普及にも取り組んでいる。

(薪、木炭、木質ペレットの管理)

林野庁は、平成23(2011)年11月に、調理加熱用の薪と木炭に関する放射性セシウム濃度の「当面の指標値」(燃烧した際の放射性セシウムの濃縮割

事例VI-6 きのこ原木等の非破壊検査機の開発

現在、きのこ原木の検査は、チェーンソー等を用いて原木のサンプルからおが粉を採取し、これを検査機器で計測しているが、この方法(破壊検査)では検査に時間がかかり、検査箇所数の大幅な増加や効率化が望めないことなどが課題となっている。

林野庁では、指標値以下のきのこ原木の円滑な供給に資するよう、平成25(2013)年度から、原木のまま放射性物質の検査が可能な非破壊検査機の実用化に向けた取組を進めてきた。この結果、高精度な検査が可能なゲルマニウム半導体検出器との精度検証により、原木の非破壊検査機の精度が高いことを確認した。今後は、この検査機を活用した検査方法の検証等を進めることとしている。



非破壊検査機

- *44 「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」(平成24(2012)年3月28日付け23林政経第388号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知)、「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」(平成24(2012)年8月30日付け24林政経第179号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知)
- *45 「きのこ原木及び菌床用培地の指標値の設定について」(平成23(2011)年10月6日付け23林政経第213号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知)
- *46 「平成23年度森林及び林業の動向」44ページを参照。
- *47 平成25(2013)年度までは「きのこ生産資材安定供給検討委員会」、平成26(2014)年度は「安全なきのこ原木の安定供給体制構築に係わる検討委員会」と呼称。
- *48 平成25(2013)年度までは「安定供給実行委員会」、平成26(2014)年度は「安全なきのこ原木安定供給体制構築支援に係わる実行委員会」と呼称。
- *49 「平成24年度森林及び林業の動向」61ページを参照。

合を勘案し、薪は40Bq/kg、木炭は280Bq/kg(いずれも乾重量))を設定し^{*50}、都道府県や業界団体に対し、同指標値を超える薪や木炭の使用、生産及び流通が行われないよう要請している。

また、林野庁は、平成24(2012)年11月に、木質ペレットの放射性セシウム濃度に関する「当面の指標値」(樹皮を除いた木材を原料とするホワイトペレットと樹皮を含んだ木材を原料とする全木ペレットは40Bq/kg、樹皮を原料とするパークペレットは300Bq/kg)を設定した^{*51}。林野庁では、指標値の設定後、17都県のペレット製造施設で、木質ペレットとその焼却灰について、放射性セシウム濃度の検査を行っている。平成25(2013)年5月現在、木質ペレットについて、指標値を超える検体は確認されておらず、焼却灰についても、一般廃棄物として処理可能な放射性物質濃度(8,000Bq/kg)を超える検体は確認されていない^{*52}。

(木材製品や作業環境等の放射性物質の調査・分析)

林野庁では、消費者に安全な木材製品が供給されるよう、福島県内において民間団体が行う木材製品や木材加工施設の作業環境における放射性物質の測定及び分析に対して、継続的に支援している。平成24(2012)年度及び平成25(2013)年度の調査では、木材製品の放射性セシウム表面密度は、測定対象とした全木材及びその全加工過程で、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定める管理区域からの持ち出し基準(4Bq/cm²)以下であった。また、木材加工施設内における粉じんの放射性セシウム濃度は、検出限界以下であった。

また、福島県も、県産材製材品の表面線量調査を定期的に行ってお

り、環境や健康への影響がないとの評価が得られている。

このほか、林野庁では、製材品等の効率的な測定検査手法の検証・開発、木材製品に係る安全証明体制の構築について支援を行っている。

(3) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

木材加工の工程で発生する樹皮(バーク)は、ボイラー等の燃料、堆肥、家畜の敷料等として利用されてきた。しかしながら、樹皮(バーク)を含む木くずの燃焼により、高濃度の放射性物質を含む灰が生成される事例が報告されたことなどから、樹皮(バーク)の利用が進まなくなり、製材工場等に滞留する状況が続いていた。林野庁では、滞留している樹皮(バーク)について、平成25(2013)年度から廃棄物処理施設での処理を支援しており、樹皮(バーク)の滞留量は、ピーク時である平成25(2013)年8月の約8万トンから、平成26(2014)年11月には約4万トンへと減少した。

資料VI-7 きのご原木の需給状況

	供給希望量(A)	供給可能量(B)	差(B-A)
平成24年5月末	34千m ³ (295万本)	3千m ³ (24万本)	▲31千m ³ (▲271万本)
平成24年9月末 (茨城県は11月末)	30千m ³ (286万本)	12千m ³ (97万本)	▲18千m ³ (▲189万本)
平成25年5月末	27千m ³ (224万本)	22千m ³ (201万本)	▲5千m ³ (▲23万本)
平成25年9月末	14千m ³ (118万本)	21千m ³ (196万本)	7千m ³ (78万本)
平成26年5月末	19千m ³ (151万本)	20千m ³ (175万本)	1千m ³ (23万本)
平成26年9月末	14千m ³ (118万本)	16千m ³ (137万本)	1千m ³ (19万本)

資料：林野庁プレスリリース「きのご原木の需給状況(平成24年9月末時点)」(平成24(2012)年11月30日付け)、「きのご原木の需給状況(平成25年5月末時点)」(平成25(2013)年6月12日付け)、「きのご原木の需給状況(平成25年9月末時点)」(平成25(2013)年11月11日付け)、「きのご原木の需給状況(平成26年5月末時点)」(平成26(2014)年6月17日付け)、「きのご原木の需給状況(平成26年9月末時点)」(平成26(2014)年11月18日付け)

- *50 「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23(2011)年11月2日付け23林政経第231号林野庁林政部経営課長・木材産業課長通知)
- *51 林野庁プレスリリース「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム濃度の調査結果及び木質ペレットの当面の指標値の設定等について」(平成24(2012)年11月2日付け)
- *52 林野庁木材利用課調べ。

また、「当面の指標値」を超えたため使用できなくなったほだ木等についても、焼却により高濃度の放射性物質を含む灰が生成される懸念から、焼却処理が進まない状況にあり、平成26(2014)年12月現在においても、放射性物質の影響により使用できなくなったほだ木等が、依然としてほだ場等で一時保管されている。林野庁では、ほだ木等の一時保管等の経費に対して支援しているほか、放射性物質の影響により使用できなくなったほだ木等の処理促進が図られるよう、環境省と連携しながら、引き続き市町村等に対して働きかけ等を行っている。

(4) 損害の賠償

東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害者の迅速、公正かつ適正な救済を図るため、文部科学省が設置した原子力損害賠償紛争審査会は、一定の範囲で賠償すべき損害として、避難指示等に伴う損害に加え、出荷制限の指示等による損害やいわゆる風評被害を含め、農林漁業者等の様々な損害を示している*53。

林業関係では、これまで、避難指示等に伴い事業に支障が生じたことによる減収等について賠償が行われている。農林水産省が東京電力株式会社、関係県及び関係団体から聞き取りを行った結果によると、平成27(2015)年3月末までに総計約42億円の賠償が請求され、約40億円の賠償金が支払われている。

また、原木しいたけ等に関する損害賠償の請求・支払状況については、関係県からの聞き取りによると、平成26(2014)年11月末現在、請求額約246億円に対し、支払額は約227億円となっている。林野庁は、東京電力株式会社に対して、特用林産物生産者等への賠償金が適切かつ迅速に支払われるよう要請を行うとともに、生産者には、これまでの個別事例を踏まえた賠償の対象項目や請求方法等の周知に努めている。

なお、避難指示区域内の森林(山林の土地及び立

木)に係る財物賠償については、平成26(2014)年9月、東京電力株式会社が基準を公表し、賠償請求の受付を開始した*54。

*53 原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23(2011)年8月5日)

*54 東京電力プレスリリース「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について」(平成26(2014)年9月18日付け)

第2部

平成26年度
森林及び林業施策

概説

1 施策の重点（基本的事項）

「森林・林業基本計画」（平成23（2011）年7月閣議決定）に沿って、以下の森林・林業施策を積極的に展開した。

（1）森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。

特に、森林資源を循環利用し安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに森林吸収量の確保を図るための森林整備や、集中豪雨・地震等に対する山地防災力の強化を図るための治山事業を推進した。また、森林の有する多面的機能の発揮や山村の活性化のため、地域の活動組織等が実施する保全管理や施業集約化に必要な森林調査等を支援した。

（2）林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、これらを担う人材の育成及び確保等の施策を推進した。

特に、林業への就業前の青年に対する給付金や、「緑の雇用」事業のメニューの拡充等により林業を担う人材の育成を推進するとともに、急傾斜地等における次世代型の架線系林業機械の開発等を推進した。

（3）林産物の供給及び利用の確保に関する施策

森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会を実現する上で重要な役割を果たす森林・林業に収益が還元されるよう、原木の安定供給体制の整備、加工及び流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。

特に、林業・木材産業の成長産業化を図るため、CLT（直交集成板）等新たな製品・技術の開発・普及や、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築を支援した。また、国産材の安定的かつ効率的な供給等を図るため、高性能林業機械、木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利活用施設の整備等を推進した。

（4）国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請に対する適切な対応及び森林・林業の再生への貢献のため、公益重視の管理経営を一層推進した。また、組織、技術力及び資源を活用して、林業技術の開発普及及び人材育成をはじめとした民有林に対する指導やサポート等を実施した。

（5）団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業の集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導するとともに、その取組状況を都道府県等が確認する仕組み及びルールについて指導した。

2 財政措置

（1）財政措置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算、東日本大震災復興特別会計予算及び森林保険特別会計予算の確保に努めた。

林業関係の一般会計等の予算額

(単位：百万円)

区 分	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度
林業関係の一般会計予算額	426,493	379,899
治山事業の推進	77,515	64,479
森林整備事業の推進	156,432	136,706
災害復旧等	25,213	24,330
保安林等整備管理	493	493
森林計画	983	1,022
森林の整備・保全	6,486	4,962
林業振興対策	7,472	7,092
林産物供給等振興対策	17,301	4,604
森林整備・林業等振興対策	55,558	56,830
林業試験研究及び林業普及指導	9,383	10,087
森林病虫害等防除	876	876
林業金融	630	349
国際林業協力	337	291
森林整備地域活動支援対策	502	150
その他	67,312	67,628
東日本大震災復興特別会計予算額	54,337	68,288
国有林野事業債務管理特別会計予算額	304,407	315,425
森林国営保険事業・歳出	4,172	4,172

注 1：予算額は補正後のものである。

注 2：一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。

注 3：総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、

- ① 公有林等における間伐等の促進
- ② 国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動
- ③ 国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修
- ④ 民有林における長伐期化及び複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進
- ⑤ 地域で流通する木材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策

⑥ 市町村の森林所有者情報の整備

等に要する経費等に対して、引き続き地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講じた。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

3 税制上の措置

林業に関する税制について、

- ① 森林経営計画制度の見直しに伴い、見直し後の認定基準により認定を受けた計画についても、引き続き森林計画特別控除等の措置の対象とすること(所得税、相続税等)
- ② 中小企業者等に該当する林業者等が特定機械装置等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、取得する特定機械装置等が生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備に該当する場合については、即時償却又は7%(資本金3,000万円以下は10%)の税額控除の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年間延長すること(所得税、法人税)
- ③ 農林漁業用軽油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分)の還付措置の適用期限を3年間延長すること等の措置を講じた。

4 金融措置

(1)株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要の長期低利資金について、貸付計画額を229億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を50億円とした。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施した。

(2)林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対し、都道府県から無利子資金である林業・木材産業改善資金の融通を行った。

その貸付枠は、100億円とした。

(3)木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

その貸付枠は、600億円とした。

(4)独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要の資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施した。

(5)林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。

その貸付枠は、5億円とした。

5 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、平成22(2010)年8月に定めた「農林水産省政策評価基本計画」(5年間計画)及び毎年度定める「農林水産省政策評価実施計画」により、事前評価(政策を決定する前に行う政策評価)や事後評価(政策を決定した後に行う政策評価)を推進した。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

1 面的まとまりをもった森林経営の確立

(1) 実効性の高い森林計画制度の普及及び定着

地域に最も密着した行政主体である市町村が策定し、地域の森林整備のマスタープランとなる市町村森林整備計画について、国及び都道府県が例示する森林の機能等を参考として、森林・林業関係者をはじめとする国民の理解と協力を得ながら、発揮を期待する機能ごとの区域とその施業方法を市町村が主体的かつ柔軟に決定することとともに、これらの区域や路網計画等の図示化が進むよう、都道府県に対する助言等を行った。

(2) 適切な森林施業の確保

適切な伐採及び更新の確保を推進するため、伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を図った。

適正な間伐又は保育が実施されていない森林に対しては、行政の裁定による施業の代行を推進し、要間伐森林制度の適正な運用を図った。

また、伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図った。

(3) 路網整備の推進

傾斜区分別の作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を目安として、地域の実情を踏まえ、林道や森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わされた路網の整備を推進した。

また、路網の規格や構造等に係る基本的事項を示した作設指針の活用等を行い、地域の実情に応じた丈夫で簡易な路網の整備に必要な技術の普及及び定着を図った。

(4) 森林関連情報収集・提供の推進

持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、民有林と国有林を通じ、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握するための森林資源のモニタリン

グを引き続き実施するとともに、データの公表及び活用を進めた。

森林簿情報について、施業履歴等の明確化や精度向上を図り、都道府県と市町村等との間での共有化を進めるとともに、森林施業の集約化を図るため、森林経営計画の作成等に必要な森林情報が、個人情報保護に関する法令等に則しつつ、森林組合等の林業事業体に提供されるよう、都道府県に対する助言等を行った。

また、森林所有者情報については、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届出制度の適正な運用を図るとともに、登記簿、地籍調査等の情報について、地方公共団体など行政機関の間や内部での共有を推進した。

2 多様で健全な森林への誘導

(1) 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全

健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な整備を推進した。

また、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、立地条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進した。さらに、これらの推進に向けた効率的な施業技術の普及やコンセンサスの醸成等を図った。

加えて、原生的な森林生態系、希少な生物の生育地又は生息地、河畔林など水辺森林の保全及び管理等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図った。

(2) 多様な森林整備に資する優良種苗の確保

森林整備の基礎資材となる優良種苗の安定的な生産及び供給を図るため、多様な社会的ニーズに対応した新品種を開発するとともに、生産技術の高度化を図り、抵抗性の強いマツ等優良種苗を生産する取組や地域の自然環境に適応した広葉樹の種苗生産及び流通の取組に対する支援等を実施した。

また、海岸防災林等被災した森林の再生等に必要
な苗木に加え、花粉症対策品種や成長に優れた品種
等新品種の苗木の生産拡大に向けて、育苗機械や種
苗生産施設等の整備に対して支援した。

(3) 公的な関与による森林整備の推進

急傾斜地など立地条件が悪く、自助努力によっ
ては適切な整備が図られない森林等について、公益
的機能の発揮を確保するため、針広混交林の造成等
を行う水源林造成事業等を実施するとともに、地方
公共団体が森林所有者と締結する協定に基づき行
う森林の整備や、鳥獣被害対策を支援した。

また、荒廃した保安林等について、治山事業に
よる整備を実施した。

(4) 花粉発生源対策の推進

ア 少花粉スギ等の花粉症対策苗木の生産体制の整備

無花粉スギ品種等の開発に取り組むとともに、少
花粉スギ等の苗木の生産量の増大を図るため、ミニ
チュア採種園等の整備、育苗機械や種苗生産施設
等の整備に対して支援した。

イ 花粉の少ない森林への転換等の推進

花粉飛散量予測の精度向上を図るためのスギ雄花
着花状況調査やヒノキ雄花の観測技術の開発等を推
進した。また、都市周辺のスギ人工林等において、
花粉症対策苗木の植栽や広葉樹の導入による針広
混交の育成複層林への誘導等を推進した。

3 地球温暖化防止策及び適応策の推進

(1) 地球温暖化防止策の推進

京都議定書第2約束期間(平成25(2013)年から
平成32(2020)年)における森林経営による吸収量
の国際的算入上限である1990年総排出量比3.5%
を確保し、平成32(2020)年度における我が国の
温室効果ガス削減目標を達成できるよう、森林・林
業基本計画や「森林の間伐等の実施の促進に関する

特別措置法」(平成20年法律第32号)等に基づき、
年平均52万haの間伐等の森林の適正な整備や保安
林等の適切な管理及び保全、成長に優れた種苗の確
保に向けた生産体制の構築、「国民参加の森林づくり」、
木材及び木質バイオマスの利用拡大、「木づかい運
動」等の森林吸収源対策を推進した。

(2) 吸収量の確保及び検証体制の強化

京都議定書第1約束期間に引き続き、平成25
(2013)年以降においても森林吸収量を算定し、報
告する義務があるため、必要な基礎データの収集及
び分析を行うとともに、新たに義務化された伐採木
材製品(HWP)の炭素蓄積変化量の算定及び報告の
ためのデータの収集及び分析を行った。あわせて、
条約事務局による国際審査等に備え、技術的課題の
分析及び検討を行った。

(3) 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

地球温暖化との関連性が指摘されている集中豪雨
等に起因する山地災害への対応、被害先端地域にお
ける松くい虫被害の拡大防止、生物の生育又は生息
環境の変化に備えた生物の移動経路を確保するため
の「緑の回廊」の設定等、地球温暖化の影響の軽減
を図る取組を推進した。

(4) 地球温暖化問題への国際的な対応

気候変動に関する国際的な枠組みづくりに積極
的に参画し、貢献するとともに、REDD+^{*1}の実施に
当たって促進すべきセーフガード(生物多様性の保
全や先住民の権利の尊重等)への対応を評価及び検
証するための手法を検討した。また、途上国の森林
劣化の防止に資する技術開発及び人材育成、森林減
少及び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、国
際的な森林の減少及び劣化対策に対応した技術者の
育成等国内体制の整備に対して支援した。

*1 途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減(REDD:Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing countries)に、森林炭素蓄積の保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化を加えたもの。

4 東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進

(1) 被災した海岸防災林の復旧及び再生

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有し、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進した。

なお、生育基盤の造成等に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材を活用することにより災害廃棄物処理の促進に貢献するとともに、NPO等の民間団体とも連携しつつ植栽等を推進した。

(2) 災害からの復旧の推進

東日本大震災や平成25(2013)年の集中豪雨等により被災した治山施設について、治山施設災害復旧事業^{*2}により復旧を図るとともに、集中豪雨等により新たに発生した崩壊地等のうち緊急を要する箇所について災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図った。

また、被災した林道施設及び山村環境施設については、林道施設災害復旧事業^{*3}及び災害関連山村環境施設復旧事業により、早期復旧を図った。

さらに、大規模災害の発生に対して、被害箇所の調査や災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、森林管理局等による都道府県に対する支援を引き続き迅速かつ円滑に実施した。

(3) 保安林の適切な指定・管理の推進

水源の涵養^{かん}、土砂流出の防備等の公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林に指定するなど、保安林の配備を計画的に推進するとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関する総合的な情報管理や巡視及び指導の徹底等によ

り、保安林の適切な管理の推進を図ったほか、伐採、転用規制等の適切な運用を図った。

また、東日本大震災からの迅速な復興に資するため、復興整備計画等に基づく保安林の指定及び解除等に対して支援した。

(4) 地域の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進した。具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等を推進するとともに、重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透能力及び保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持及び造成を推進した。

特に、平成25(2013)年の梅雨前線豪雨、台風第18号や第26号等に伴う集中豪雨により発生した山地災害の復旧整備を推進するとともに、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の長寿命化対策、コスト縮減対策、海岸防災林の整備等を推進した。

また、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策と連携した取組、工事の実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に資する治山対策を推進した。

(5) 松くい虫等の病虫害防除対策等の総合的かつ効率的実施

マツ材線虫病による松くい虫被害対策については、保全すべき松林において、被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除や健全な松林を維持するための衛生伐^{*4}を実施するとともに、その周辺の松林において、広葉樹林等への樹種転換を推

*2 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき被災した林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設を復旧する事業。

*3 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき被災した林道施設を復旧する事業。

*4 被害木を含む不用木及び不良木の除去及び処理。

進した。また、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進した。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌による「ナラ枯れ」被害対策については、予防や駆除を積極的に推進するとともに、地域に応じた総合的な被害対策の構築に取り組んだ。林野火災の予防については、全国山火事予防運動等の普及活動や予防体制の強化等を図った。

さらに、各種森林被害の把握及び防止のため、森林保全推進員を養成するなどの森林保全管理対策を地域との連携により推進した。

(6)野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)を踏まえ、関係府省等による鳥獣保護管理施策との一層の連携強化を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた効果的な森林被害対策を推進するとともに、地域の実情に応じた各般の被害対策を促進するための支援措置等を行った。

また、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進した。

5 森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及

(1)研究・技術開発等の効率的かつ効果的な推進

森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、国及び独立行政法人森林総合研究所が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進した。

ア 試験研究の効率的推進

独立行政法人森林総合研究所において、「森林・林業基本計画」や「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)等に基づく森林・林業施策について、その優先事項を

踏まえ、

- ① 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発
- ② 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発
- ③ 地球温暖化の防止、水源の^{かん}涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究
- ④ 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究
- ⑤ 研究基礎となる情報の収集、整備及び活用の推進
- ⑥ 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗の生産や配布等を推進した。

また、効率的な研究及びその成果の活用を図るため、独立行政法人森林総合研究所が主導的な役割を担いつつ、都道府県の試験研究機関等と連携して試験研究を推進した。

イ 森林・林業・木材利用に関する技術の開発

急傾斜地等における低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、

- ① IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー化に優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械の開発
- ② 低コスト造林技術等について、実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案等を実施した。

また、林地残材や未利用間伐材等を活用するため、これらを原料とする木質バイオマスの高付加価値製品や熱効率が高い新たな固形燃料の開発、セルロースナノファイバーの実用化に向けた取組等、新たな木質バイオマスの加工・利用システムの技術開発等を推進した。

(2)放射性物質による影響の調査とそれに対応した技術開発等

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握

するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査及び解析を行った。

また、汚染された森林における除染等の放射性物質対策に係る技術の早期確立を目指し、森林施策等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証及び開発や、県及び市町村との連携による必要なデータの蓄積等、地域の除染等の放射性物質対策に向けた取組を推進した。加えて、避難指示解除準備区域等において、伐採木の林内活用を通じた拡散抑制策など、指示解除後における林業の円滑な再開に向けた知見を整理するための森林施策等の実証を実施した。

さらに、消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品、作業環境等に係る放射性物質の調査及び分析、放射性物質を効率的に除去し、低減する技術の検証及び開発並びに安全証明体制の構築に対して支援した。

加えて、放射性物質が付着したことにより利用できず、製材工場等に滞留している樹皮(バーク)等について、その処理費用に対して支援した。

このほか、被災地における森林整備を円滑に進めるため、伐採に伴い発生する副産物の減容化や、ほだ木等の原木林の再生等に向けた実証的な取組を進めた。

(3) 効率的かつ効果的な普及指導の推進

国と都道府県が協同した林業普及指導事業を実施するとともに、都道府県間の均衡のとれた普及指導水準を確保するための林業普及指導員の資格試験や研修を行ったほか、林業普及指導員の普及活動に必要な機材の整備等の経費について林業普及指導事業交付金を交付した。

また、地域全体の森林づくりや林業の再生に向けた構想及びその実現に向けた活動の展開を図るため、林業普及指導事業等を通じ、地域の指導的林業者、施策等の集約化に取り組む林業事業者、市町村等を対象とした重点的な普及活動を効率的かつ効果的に推進した。

さらに、林業研究グループに対する支援のほか、各人材の育成段階や専門分野に応じた研修を実施す

ることにより、林政の重要な課題に対応するための人材の育成を図った。

6 森林を支える山村の振興

(1) 地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大

きのこ生産に必要な資材の安定供給を図るとともに、新たな需要の創出を通じた特用林産物の消費拡大を図るため、

- ① コーディネーターによるマッチングを通じたきのこ原木等の安定供給体制の構築
- ② 新たな需要の創出に向け、流通構造の改善など品目別の課題に応じた取組

に対して支援した。

また、多くの地域で生産の継続が困難となるなど厳しい状況となっている乾しいたけ生産の再生を図るため、

- ① 生産者の安定的な経営のための生産実証
- ② 省エネ型施設など生産コストの縮減や生産性及び品質の向上に向けた施設の整備
- ③ 外食産業等への販路開拓や新商品開発等による新たな需要の創出への取組

に対して支援した。

さらに、東日本大震災の被災地等において、その復興や食料供給の場の形成及び特用林産施設の効率化を推進するため、生産、加工及び流通施設の整備や被災生産者等のきのこ等の生産再開に必要な生産資材の導入に対して支援した。

(2) 放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保

安全な特用林産物の供給と生産の継続のため、放射性物質のきのこ原木等への影響に関する調査の実施、安全なきのこ等を生産する栽培方法の検討及び、放射性物質による汚染を低減させ産地を再生させるための技術の検証等に対して支援するとともに、放射性物質による被害を防除するためのほだ木の洗浄機械や簡易ハウス等の整備に対して支援した。

また、都道府県が行う放射性物質の検査を支援するため、国においても必要な検査を実施した。

さらに、風評被害の払拭を図るため、しいたけの安全性に関する普及啓発活動に対して支援した。

(3) 里山林など山村固有の未利用資源の活用

ア 里山資源の継続的かつ多様な利用

里山林など山村固有の未利用資源を活用し、山村の活性化を図るため、

- ① 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設整備等に対する支援
- ② 地域住民やNPO等が森林所有者等と協力して取り組む里山林等の景観の保全及び整備、侵入竹の伐採及び除去、広葉樹等未利用資源の収集及び利用活動に対する支援
- ③ 森林資源の再生可能エネルギー利用を促進するための課題や適正手法の検証を実施した。

イ 森林分野でのクレジット化の取組の推進

平成25(2013)年度に開始されたJ-クレジット制度を通じ、木質バイオマスの化石燃料代替利用による温室効果ガスの排出削減や、森林整備による吸収の取組を促進した。

(4) 都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進

ア 山村振興対策等の推進

「山村振興法」(昭和40年法律第64号)に基づき、都道府県による山村振興基本方針と市町村による山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の推進を図った。

また、山村地域の産業の振興に加え住民福祉の向上にも資する林道の整備等に対して助成するとともに、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成した。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置や保安林の整備に加え、地域における避難体制の整備等と連携した効果的な治山対策を推進した。

このほか、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流に資する農山漁村の活性化に向

けた取組に対して助成した。

加えて、振興山村の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫から長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行った。

イ 過疎地域対策等の推進

人口が著しく減少し、生活環境の整備等が他の地域より低位にある過疎地域及び半島地域について、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成した。

また、過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫から長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行った。

7 社会的コスト負担の理解の促進

森林の有する多面的機能の持続的発揮のための社会的コストの負担方法については、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在することを踏まえ、地球温暖化対策にちよつ森林・林業の再生を図っていくことの重要性について国民の理解を得ながら、森林吸収源対策を含めた諸施策を実施するとともに、国全体としての財源確保等を検討した。

8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

(1) 多様な主体による森林づくり活動の促進

国民参加の森林づくりを推進するため、

- ① 全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団活動発表大会等の実施
- ② 森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための広報、森林づくりと木づかいへの理解醸成のためのイベントの開催等、様々な手法を活用した総合的普及啓発
- ③ NPO等による森林づくり活動、木材利用に関する教育活動(木育)の実践等、国民が森林・林業

や木材の利用を身近に感じるための取組に対して支援した。

(2) 森林環境教育等の充実

森林体験等の森林環境教育や里山林の再生等、森林の多様な利用を推進するため、

- ① 幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に関する情報の提供、^{もくいく}木育等を通じた教育関係機関等との連携の強化
- ② 林業後継者等の林業体験学習等の促進
- ③ 年齢や障害の有無にかかわらず全ての利用者が森林と触れ合えるよう配慮した、国民に開かれた森林及び施設の整備の推進
- ④ 地域住民やNPO等が集落周辺の里山林等において協力して取り組む森林環境教育や森林レクリエーション活動に対する支援等を実施した。

9 国際的な協調及び貢献

(1) 国際協力の推進

ア 国際対話への参画等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム (UNFF)、国連食糧農業機関 (FAO) 等の国際対話に積極的に参画し、貢献するほか、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進した。とりわけ、モンリオール・プロセス^{*5}については、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会及び技術諮問委員会の開催支援等を行ったほか、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携及び協調の促進等についても積極的に貢献した。

また、世界における持続可能な森林経営の推進に向けた課題の解決に引き続きイニシアティブを発揮していく観点から、森林・林業問題に関する幅広い関係者の参加による国際会議を開催した。

イ 開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発

貧困問題等から森林が過剰に利用されている地域や鉱物の採掘等によって荒廃した土地周辺における森林等の保全活動及び復旧活動に対して支援した。

途上国における森林の減少及び劣化の抑制や持続可能な森林経営を推進するため、REDD+の実施に当たって促進すべきセーフガードへの対応を評価及び検証する手法を検討するとともに、簡素で効率的な森林炭素モニタリング技術の開発及び人材育成、森林減少及び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、国際的な森林の減少及び劣化の対策に対応した技術者の育成等国内体制の整備に対して支援した。

ウ 二国間における協力

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構 (JICA) を通じ、専門家派遣、研修員受入れや、これらと機材供与を有機的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施するとともに、開発途上地域の森林管理計画の策定等を内容とする開発計画調査型技術協力を実施した。

また、開発途上国からの要請を踏まえ、JICA を通じた植林案件に対する無償資金協力及び円借款による支援を検討した。

さらに、日韓林業分野におけるハイレベル定期対話、日韓農林水産技術協力委員会を通じた技術交流を推進した。

このほか、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話等により、違法伐採対策を推進した。

エ 国際機関を通じた協力

熱帯地域における持続可能な森林経営及び違法伐採対策を推進するため、国際熱帯木材機関 (ITTO) への拠出を通じ、熱帯木材生産国における法執行能力やガバナンスの向上、地域住民による持続可能な森林経営の実施等に対して支援した。

また、開発途上国の持続可能な森林経営を推進するため、国連食糧農業機関 (FAO) への拠出を通じ、水土保全機能を重点的に発揮すべき森林の適切な管

*5 「平成26年度森林及び林業の動向」第1部-第2章(83ページ)参照。

理の普及に対して支援した。

さらに、我が国の民間団体等が行う中国への植林協力を推進するため、日中民間緑化協力委員会を通じた協力に対して支援した。

オ 民間の組織を通じた国際協力に対する支援

民間団体を通じ、森林保全に関する情報を提供するとともに、NGO等の海外での森林保全活動の立ち上げを支援した。

また、日本NGO連携無償資金協力制度^{*6}及び草の根・人間の安全保障無償資金協力制度^{*7}等により、我が国のNGOや現地NGO等が開発途上国で行う植林、森林保全の活動に対して支援した。

(2) 違法伐採対策の推進

二国間、地域間、多国間協力を通じて、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話、途上国における人材の育成、合法性等の証明された木材及び木材製品(合法木材)の普及等による違法伐採対策を推進した。

また、我が国においては、合法木材が木材供給事業者から一般消費者に至るまで円滑に供給されるための体制の整備、合法性証明の信頼性を向上させる取組、違法伐採対策の重要性について一般企業や消費者等の理解を得るための取組等により、合法木材の普及拡大を引き続き推進した。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

1 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の推進並びにこれらを担う人材の育成及び確保等の施策を講じた。

(1) 効率的かつ安定的な林業経営の育成

生産コストの低減を図るため、意欲ある森林所有者、森林組合及び民間事業者による森林経営計画の作成、施業の集約化、路網の整備等を推進した。

このほか、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づく金融・税制上の措置等を講じた。

(2) 施業集約化等の推進

森林経営計画に基づき面的まとまりをもって森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった丈夫で簡易な路網の開設等に対して支援した。

また、施業の集約化の促進を図るため、森林情報の収集、森林の現況調査、境界確認、施業提案書の作成、森林所有者の合意形成の活動、既存路網の簡易な改良等に対して支援した。

このほか、民有林と国有林が連携した森林共同施業団地の設定等の取組を推進した。

(3) 低コストで効率的な作業システムの整備及び普及並びに定着

低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、

- ① IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー化に優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械の開発
- ② 低コスト造林技術等の実証によるデータの取

*6 日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト及び緊急人道支援プロジェクトに対し資金協力を行う制度。
*7 開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関並びに途上国において活動している国際及びローカルNGO等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、日本の在外公館が中心になって資金協力を行う制度。

集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案等
③ リース等による高性能林業機械の導入の支援等を実施した。

また、国有林においては、現場技能者等の育成のための研修フィールドを提供した。

2 人材の育成及び確保等

(1) 現場技能者や技術者等人材の育成

ア 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成

林業への就業に向けて、林業大学校等において必要な知識の習得等を行うなど、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対し、就業準備資金を給付した。

また、新規就業者等に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、その定着に向けた就業環境の整備に対して支援した。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、関係者との合意形成、労働安全衛生管理等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施した。これらの研修修了者については、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等として農林水産省が備える名簿に登録することにより林業就業者のキャリア形成に対して支援した。

さらに、急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術等のマニュアルの作成やこれらの技術を備えた技能者の育成プログラムの開発等を行うとともに、丈夫で簡易な森林作業道の作設を行う技能者の能力向上に必要な知識及び技能の習得に関する研修等を実施した。

イ 林業経営を担うべき人材の育成及び確保

効率的な経営を行う林業経営者の育成及び確保を図るため、地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループ等が行う研修会や交流会に対して支援した。

また、林業研究グループ等が新規就業者等に対して行う地域社会への定着促進活動等に対して支援した。

さらに、林業後継者を育成し、確保するため、森林・林業関係学科の高校生等を対象にした就業体験や山村地域の小中学生等を対象にした地域の森林・林業に関する体験学習等に対して支援した。

ウ 施業の集約化等を担う人材及び地域の森林経営を支援する人材の育成

森林所有者に対し森林施業を提案する人材(森林施業プランナー)の能力向上のため、集合研修、中小企業診断士等の専門家チームの派遣を行うとともに、森林施業プランナーに係る資格認定制度の普及等の取組に対して支援した。

また、市町村森林整備計画の策定等に対する支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、森林所有者等に対し指導等を行う人材(森林総合監理士(フォレスター))の候補者となる若手技術者の育成を図るため、研修の実施及び研修カリキュラムの改善を行うとともに、研修への参加等に対して支援した。

さらに、技術者の育成に向けて、体系的な人材育成のあり方を検討した。

エ 女性の林業経営への参画、女性林業者のネットワーク化の促進等

女性の林業への参画や定着を促進するため、全国レベルの交流会の開催や優良活動事例等の情報提供による女性林業者や女性林業グループ等のネットワーク化に対して支援した。

(2) 雇用管理の改善

都道府県及び林業労働力確保支援センターによる林業事業体の社会保険及び退職金制度への加入状況等に応じた雇用管理改善の指導を促すとともに、林業事業体による従業員の雇用管理や処遇の改善に役立つよう作成した人事管理マニュアルの普及及び活用を推進した。

また、林業事業体に専門家を派遣し、経営者と従業員が仕事ぶりや能力を評価する共通の物差しをもち、経営者が適切に能力評価を行って処遇等に反映するシステムの導入に対して支援した。

(3)労働安全衛生の向上

安全な伐木技術の習得など就業者の技能向上のための研修、労働安全衛生改善対策セミナー、林業事業者への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災害等の予防対策、安全作業器具の開発及び改良等を、近年の労働災害の発生状況を踏まえつつ効果的に実施した。

また、新たに制度化された木材伐出機械等の運転業務従事者に対する安全教育を支援するとともに、事業者による自主的な労働安全衛生活動を促進した。

3 林業災害による損失の補填

火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補填する森林国営保険の普及に引き続き努めた。

Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

1 効率的な加工・流通体制の整備

(1)原木の安定供給体制の整備

森林組合等の林業事業者による施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの普及等の推進に加え、森林所有者等が広域に連携する協議会等をモデル的に設置し、供給可能量の拡大、所有者等と大型製材工場等の協定取引、原木の共通規格による仕分けの実施等を内容とする構想や山元と地域に根付いた製材工場、工務店、消費者等の連携による地域循環型の構想の作成等に対して支援した。

また、これらの構想に基づく取組に必要なストックヤードや選別機等の整備を進め、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築を推進した。

(2)加工・流通体制の整備

品質及び性能の確かな製品を低コストで安定供給するため、

- ① 製材業等を営む企業が実施する設備導入に対する利子の一部助成
- ② 製品の安定供給に必要な木材加工流通施設等に対する支援

等により、木材加工流通施設等の整備を推進した。

2 木材利用の拡大

(1)公共建築物等

平成22(2010)年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第7条第2項第4号に規定する各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、国自らが率先して木材利用を推進した。

また、同法第9条に規定する市町村方針の作成に対して支援した。

さらに、地域で流通する木材利用の一層の拡大に向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達を通じた、

低コストでの木造公共建築物等の整備に対して支援した。

このほか、木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援及び木造公共建築物を整備した者に対する利子助成等を実施した。

(2)住宅、土木用資材等

地域で流通する木材を活かして住宅を建設する「顔の見える木材での家づくり」の推進、木造住宅等の健康及び省エネに関するデータ取得等に対して支援した。

また、製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進した。

このほか、中高層建築物への木材利用を促進するため、中高層建築物の建設に携わる設計者、施工者等の育成に対して支援した。

中高層建築物での利用が期待できるCLTを建築材料として利用するために必要な強度データの収集や、耐火性能等の確認に必要な試験を実施するとともに、CLT等の新たな製品の開発及びこれらを活用した建築技術の実用化に向けた実証を実施した。

加えて、木造住宅の新築、増築又は購入、内装又は外装の木質化並びに木材製品、木質ペレットストーブ及び薪ストーブの購入の際に木材利用ポイントを付与し、地域の農林水産品と交換等することによりスギ、ヒノキ、カラマツ等の木材の需要喚起を図る取組に対して支援するとともに、土木分野等における木材の利用について、関係業界への働きかけやワークショップ等を通じて促進した。

(3)木質バイオマスの利用

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用を促進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマス発電施設、木質バイオマスボイラー等の整備を推進した。

また、木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置等、サポート体制の確立に対して支援した。

このほか、木質バイオマスの高付加価値製品、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発及び改良や、セルロースナノファイバーの実用化に向けた取組等に対して支援した。

(4)木材等の輸出促進

国産材を利用した付加価値の高い製品の輸出を中国や韓国等に拡大していくため、

- ① 国際見本市への積極的な出展や商談会等の実施
- ② スギやヒノキ等の品質性能等の現地での宣伝及び普及
- ③ 輸出先国の規格及び規制への対応
- ④ 関係機関と連携した輸出先国の情報収集及び提供

等、木材輸出拡大に向けた戦略的な活動を推進した。

3 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用

被災9県に造成した森林整備加速化・林業再生基金により、復興に必要な木材を安定的に供給するために必要な搬出間伐の実施や路網及び木材加工施設の整備等、川上から川下に至る総合的な取組に対して支援した。

また、復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備を引き続き推進した。

さらに、被災地域の林業・木材産業の活性化、雇用確保及び経済活性化を通じて復興を図るため、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及の取組に対して支援した。

4 消費者等の理解の醸成

木を使うことが森林の整備や林業、山村の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進及び地域で流通する木材等の森林資源の利用の拡大を図るため、「木づかい運動」、森林づくり活動等と一体となった広報や協働イベントの開催等総合的な普及啓発活動を実施した。

また、木への親しみや木の文化への理解を深め、

木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の取組を広げるため、木育を担う人材の育成や教育現場で活用できる木育プログラムの開発等を実施した。

5 林産物の輸入に関する措置

WTO交渉や、TPPをはじめとするEPA（経済連携協定）及びFTA（自由貿易協定）交渉に当たっては、世界有数の林産物の輸入国として、各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易の確保や国内の林業・木材産業への影響にも配慮して対処した。また、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集、交換及び分析を行い、国際的な連携を図った。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

1 公益重視の管理経営の一層の推進

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請への適切な対応、森林・林業の再生への貢献のため、森林・林業基本計画等に基づき、次の施策を着実に推進した。

その際、流域の実態を踏まえながら、民有林と国有林が一体となった地域の森林整備や林業・木材産業の振興を図るため、森林の流域管理システムの下で民有林との連携を推進した。

(1) 森林計画の策定

「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、31森林計画区において、地域管理経営計画、国有林の地域別の森林計画及び国有林野施業実施計画を策定した。

(2) 健全な森林の整備の推進

個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源涵養タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、適切な森林の整備を推進するとともに、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めた。特に、森林吸収量を確保できるよう、間伐や主伐後の再造林等を推進するほか、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等森林の有する公益的機能の高度発揮や野生鳥獣との共存に向けた森林の整備等の国民のニーズに応えるため、針広混交林化等を推進した。また、林道及び主として林業機械が走行する森林作業道が、それぞれの役割等に応じて適切に組み合わされた路網の整備を推進した。

また、「公益的機能維持増進協定制度」を活用した民有林との一体的な整備及び保全の取組を推進した。

(3) 森林の適切な保管理の推進

国有林においては、公益重視の管理経営を一層推進し、保安林等の保全・管理、国有林の地域別の森林計画の樹立、森林・林業に関する知識の普及及び技術指導等を行った。

生物多様性の保全の観点から、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育し、又は生息する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進した。溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めた。その他の森林については、適切な間伐の実施等、多様で健全な森林の整備及び保全を推進した。

また、野生生物や森林生態系等の状況を的確に把握し、必要に応じて植生の回復等の措置を講じた。

さらに、世界自然遺産の「知床^{しれとこ}」、「白神山地^{しろかみ}」、「小笠原諸島^{おがさわら}」及び「屋久島^{やくしま}」並びに世界自然遺産の国内候補地である「奄美・琉球^{あまみ りゅうきゅう}」における森林の保全対策を推進するとともに、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」等の世界文化遺産登録地やその候補地及びこれらの緩衝地帯内に所在する国有林野について、森林景観等に配慮した管理経営を行った。

また、森林における野生鳥獣被害防止のため新技術の導入及び実証等を実施するほか、地域住民等多様な主体との連携により野生鳥獣と住民の棲み分け又は共存に向けた地域づくり、自然再生の推進、国有林野内に生育し、又は生息する国内希少野生動植物種の保護を図る事業等を実施した。

二酸化炭素の吸収源として算入される天然生林の適切な保護及び保全を図るため、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林者へのマナーの啓発を行うなど、きめ細やかな森林の保全・管理活動を実施した。

(4) 国有林野内の治山事業の推進

国有林野内の治山事業においては、近年頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、

民有林における国土保全施策との一層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図った。

具体的には、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の長寿命化対策、海岸防災林の整備、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策との連携、積極的な木材利用の取組、生物多様性の保全に資する治山対策等を推進した。

(5) 林産物の供給

適切な施業の結果得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、その推進に当たっては、未利用間伐材等の木質バイオマス利用等の新規需要の開拓に向け、安定供給システム販売等による国有林材の戦略的な供給に努めた。その際、林産物の供給に当たっては、間伐材の利用促進を図るため、列状間伐や路網と高性能林業機械の組合せ等による低コストで効率的な作業システムの定着に向けて取り組んだ。また、国産材の安定供給体制の構築に資するため、民有林材を需要先へ直送する取組の普及及び拡大等国産材の流通合理化を図る取組に対して支援した。

さらに、国産材の2割を供給している国有林の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、需要に見合った供給を行うため、地域や樹材種ごとの木材価格、需給動向及び地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する取組を推進した。

(6) 国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進した。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、再生可能エネルギー源を利用した発電に資する国有林野の活用にも努めた。

さらに、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備、自然観察会等の実施、レクリエーションの場の提供等を行うなど、その活用を推進した。

2 森林・林業再生に向けた国有林の貢献

国有林野事業の組織、技術力及び資源を活用し、

- ① 低コストで効率的な作業システムの民有林における普及及び定着
 - ② 林業事業体の育成
 - ③ 森林共同施業団地の設定による民有林と連携した施業
 - ④ 市町村を技術面で支援する人材等の育成
 - ⑤ 先駆的な技術等の事業レベルでの試行等を通じた民有林経営に対する支援
 - ⑥ 花粉症対策苗やコンテナ苗等の生産拡大に向けた苗木の需要見通しの提示
- 等に取り組んだ。

3 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営の透明性の確保を図るため、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の的確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努めた。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々の森」の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と連携して森林環境教育を推進した。

また、NPO等による森林づくり活動の場としての「ふれあいの森」、伝統文化の継承等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の社会貢献活動の場としての「法人の森林」など国民参加の森林づくりを推進した。

V 団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導するとともに、国、地方公共団体等組合員以外からの事業委託が組合員のために行う森林整備等を妨げないよう指導を行った。

また、組合員に対する森林組合の経営の透明性を確保するため、森林組合の決算書類等の様式等に従って経営内容が整理、情報開示されるよう、引き続き指導した。さらに、森林組合の合併等による経営基盤の強化並びに内部統制機能の確保及び法令等遵守(コンプライアンス)意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けた指導を実施したほか、森林組合系統の適正な組織運営及び業務運営を確保するための検査を引き続き実施した。

加えて、東日本大震災により被災した森林組合等に対する利子助成を引き続き実施した。

平成 27 年度
森林及び林業施策

第189回国会（常会）提出

概説	1
1 施策の背景(基本的認識)	1
2 財政措置	1
3 税制上の措置	2
4 金融措置	3
5 政策評価	3
I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	4
1 面的まとまりをもった森林経営の確立	4
2 多様で健全な森林への誘導	4
3 地球温暖化防止策及び適応策の推進	5
4 東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進	6
5 森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及	7
6 森林を支える山村の振興	8
7 社会的コスト負担の理解の促進	9
8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	9
9 国際的な協調及び貢献	10
II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	11
1 望ましい林業構造の確立	11
2 人材の育成及び確保等	12
3 林業災害による損失の補填	13
III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	13
1 効率的な加工・流通体制の整備	13
2 木材利用の拡大	13
3 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用	14
4 消費者等の理解の醸成	14
5 林産物の輸入に関する措置	15
IV 国有林野の管理及び経営に関する施策	15
1 公益重視の管理経営の一層の推進	15
2 森林・林業再生に向けた国有林の貢献	17
3 国民の森林としての管理経営	17
V 団体の再編整備に関する施策	17

概説

1 施策の背景（基本的認識）

森林は、国土の保全、水源の^{かん}涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、及び保全することが重要である。

また、林業は、森林生態系の生産力に基礎をおき、適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用に大きな役割を果たしており、その持続的かつ健全な発展を図る必要がある。

さらに、低炭素社会の実現が世界的な課題となる中、京都議定書目標達成計画（平成20（2008）年3月閣議決定）に基づき取り組んできた森林吸収源対策については、森林吸収量の確保のため、平成25（2013）年11月開催の「第19回気候変動枠組条約締約国会議」において表明した新たな削減目標の達成に向けて、間伐をはじめとした適切な森林整備の実施など森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化に、気候変動枠組条約の締約国として、引き続き取り組むことが重要である。

一方、平成23（2011）年3月の東日本大震災により、森林・林業関係でも、海岸防災林等への甚大かつ広域な被害や原子力災害が発生したほか、頻発する集中豪雨等により毎年各地で山地災害が発生している。このため、災害に強い森林づくりや森林における放射性物質への対応等が重要となっている。

このような中、「森林・林業基本計画」（平成23（2011）年7月閣議決定）、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26（2014）年6月閣議決定）及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26（2014）年6月改訂（農林水産業・地域の活力創造本部決定）等を踏まえ、林業の成長産業化の実現等に向け、

CLT（直交集成板）等の新たな製品及び技術の開発及び普及のスピードアップに向けた環境整備や公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、適切な森林の整備及び保全等を通じた緑の国土^{じん}強靱化、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持及び向上等に取り組む必要がある。

2 財政措置

（1）財政措置

平成27（2015）年度林野庁関係予算においては、一般会計に非公共事業約985億円、公共事業約1,918億円を計上する。特に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化の実現を図るとともに、森林・林業の多面的機能の維持及び向上のため、

- ① 「新たな木材需要創出総合プロジェクト」による、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップや地域材の利用拡大、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築等の支援
- ② 「森林・林業再生基盤づくり交付金」による、CLT製造施設等の木材加工流通施設、木造公共建築物、高性能林業機械の整備等の支援
- ③ 「森林・山村多面的機能発揮対策」による、地域住民等からなる活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組の支援
- ④ 「森林・林業人材育成対策」による、林業への就業前の青年に対する給付金の給付や、「緑の雇用」事業の拡充等による、新規就業者の確保・育成等の支援
- ⑤ 「山村活性化支援交付金」による、薪炭・山菜等の山村の未利用資源の活用等を図るための取組の支援
- ⑥ 豊富な森林資源の循環利用や地球温暖化防止等を図るための森林整備事業、集中豪雨等に対する山地災害等の防止・軽減を図るための治山事業等の推進

直近3か年の林業関係予算の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度
公共事業費	1,896 (102.6)	1,913 (100.9)	1,918 (100.3)
非公共事業費	1,003 (132.0)	1,003 (100.0)	985 (98.2)
国有林野事業債務管理特別会計	3,044 (-)	3,154 (103.6)	3,226 (102.3)
森林保険特別会計	42 (95.1)	42 (100.0)	-
東日本大震災復興特別会計			
(公共事業)	390 (313.8)	577 (147.7)	434 (75.3)
(非公共事業)	60 (153.7)	107 (179.5)	69 (64.1)

注：当初予算額であり、()は前年度比率。上記のほか、農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金がある。

等の施策を重点的に講ずる。

また、東日本大震災復興特別会計に公共事業約434億円、非公共事業約69億円を盛り込む。

(2)森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進する。

「森林・山村対策」としては、

- ① 公有林等における間伐等の促進
- ② 国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動
- ③ 国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修
- ④ 民有林における長伐期化及び複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進
- ⑤ 地域で流通する木材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策
- ⑥ 市町村の森林所有者情報の整備

等に要する経費等に対して、引き続き地方交付税措置を講ずる。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講ずる。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とする。

3 税制上の措置

林業に関する税制について、平成27(2015)年度税制改正において、

- ① 山林所得に係る森林計画特別控除について、収入金額が2,000万円超の者の2,000万円を超える部分の控除率を10%とした上で、適用期限を3年間延長すること(所得税)
- ② 林業・木材加工業・木材市場業・堆肥製造業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長すること
- ③ 森林組合等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年間延長すること
- ④ 特定中小企業者等に該当する林業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除について、対象者から認定経営革新等支援機関等(森林組合を含む。)を除外する等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長すること(所得税、法人税)
- ⑤ 森林組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年間延長すること(法人税)
- ⑥ 独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年間延長すること等の措置を講ずる。

4 金融措置

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について、貸付計画額を224億円とする。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を50億円とする。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を行う林業者等に対する利子助成を実施する。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施する。

(2) 林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対し、都道府県から無利子資金である林業・木材産業改善資金の融通を行う。

その貸付枠は、100億円とする。

(3) 木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通する。

その貸付枠は、600億円とする。

(4) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進する。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施する。

(5) 林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行う。

その貸付枠は、5億円とする。

5 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、平成27(2015)年3月に定めた「農林水産省政策評価基本計画」(5年間計画)及び毎年度定める「農林水産省政策評価実施計画」により、事前評価(政策を決定する前に行う政策評価)や事後評価(政策を決定した後に行う政策評価)を推進する。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

1 面的まとまりをもった森林経営の確立

(1) 実効性の高い森林計画制度の普及及び定着

地域に最も密着した行政主体である市町村が策定し、地域の森林整備のマスタープランとなる市町村森林整備計画について、国及び都道府県が例示する森林の機能等を参考として、森林・林業関係者をはじめとする国民の理解と協力を得ながら、発揮を期待する機能ごとの区域とその施業方法を市町村が主体的かつ柔軟に決定することとともに、これらの区域や路網計画等の図示化が進むよう、都道府県に対する助言等を行う。

(2) 適切な森林施業の確保

適切な伐採及び更新の確保を推進するため、伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を図る。

適正な間伐又は保育が実施されていない森林に対しては、行政の裁定による施業の代行を行う要間伐森林制度の適正な運用等を図る。

また、伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図る。

(3) 路網整備の推進

傾斜区分別の作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を目安として、地域の実情を踏まえ、林道や森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を推進する。

また、既設林道の長寿命化を図るため、トンネルや橋梁等の計画的・定期的な点検診断・補強等を推進する。

(4) 森林関連情報収集・提供の推進

持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、民有林と国有林を通じ、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握するための森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、データの公表及び活用を進める。

森林簿情報について、施業履歴等の明確化や精度向上を図り、都道府県と市町村等との間での共有化を進めるとともに、森林施業の集約化を図るため、森林経営計画の作成等に必要な森林情報が、個人情報保護に関する法令等に則しつつ、森林組合等の林業事業体に提供されるよう、都道府県に対する助言等を行う。

また、森林所有者情報については、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届出制度の適正な運用を図るとともに、登記簿、地籍調査等の情報について、地方公共団体など行政機関の間や内部での共有を推進する。

2 多様で健全な森林への誘導

(1) 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全

健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な整備を推進する。

具体的には、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、立地条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。さらに、これらの推進に向けた効率的な施業技術の普及やコンセンサスの醸成等を図る。

加えて、原生的な森林生態系、希少な生物の生育地又は生息地、溪畔林など水辺森林の保全及び管理等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図る。

(2) 多様な森林整備に資する優良種苗の確保

森林整備の基礎資材となる優良種苗について、安定的な生産及び供給を図るとともに、地球温暖化防止対策や花粉発生源対策の推進、海岸防災林等被災した森林の再生等の多様なニーズへの対応を図るため、新たな品種の開発に取り組むほか、コンテナ苗生産の技術研修等の取組に対して支援する。

また、これらの新品種の苗木の生産拡大に向けて、

育苗機械や種苗生産施設等の整備に対して支援する。

(3) 公的な関与による森林整備の推進

急傾斜地など立地条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が図られない森林等について、公益的機能の発揮を確保するため、針広混交林の造成等を行う水源林造成事業等を実施するとともに、地方公共団体が森林所有者と締結する協定に基づき行う森林の整備等や、鳥獣被害対策を支援する。

また、荒廃した保安林等について、治山事業による整備を実施する。

(4) 花粉発生源対策の推進

ア 少花粉スギ等の花粉症対策苗木の生産体制の整備

少花粉スギ等の苗木生産量の増大を図るため、ミニチュア採種園等の整備、育苗機械及び種苗生産施設の整備、コンテナ苗の利用拡大のための協議会の設置や技術研修等の取組を支援しつつ、無花粉スギ品種等の開発に取り組むとともに、コンテナ苗の需要拡大に取り組む。

イ 花粉の少ない森林への転換等の推進

花粉発生源となっているスギ人工林等の伐倒とコンテナを用いて生産された花粉症対策苗木への植替え、広葉樹の導入による針広混交林への誘導等を推進する。また、花粉飛散量予測のためのスギ雄花着花状況調査や、ヒノキ雄花の観測技術の開発等を推進する。

3 地球温暖化防止策及び適応策の推進

(1) 地球温暖化防止策の推進

京都議定書第2約束期間(平成25(2013)年から平成32(2020)年)における森林経営による吸収量の国際的算入上限である1990年総排出量比3.5%を確保し、平成32(2020)年度における我が国の

温室効果ガス削減目標を達成できるよう、森林・林業基本計画や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)等に基づき、年平均52万haの間伐等の森林の適正な整備や保安林等の適切な管理及び保全、成長に優れた種苗の確保に向けた生産体制の構築、「国民参加の森林づくり」、木材及び木質バイオマスの利用拡大、「木づかい運動」等の森林吸収源対策を推進する。

(2) 吸収量の確保及び検証体制の強化

京都議定書第1約束期間(平成20(2008)年から平成24(2012)年)に引き続き、平成25(2013)年以降においても森林吸収量を算定し、報告する義務があるため、土地利用変化量や伐採木材製品(HWP)の炭素蓄積変化量の把握等必要な基礎データの収集及び分析を行う。あわせて、条約事務局による国際審査等に備え、技術的課題の分析及び検討を行う。

(3) 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

地球温暖化との関連性が指摘されている集中豪雨等に起因する山地災害への対応、被害先端地域における松くい虫被害の拡大防止、生物の生育又は生息環境の変化に備えた生物の移動経路を確保するための「緑の回廊」の設定等、地球温暖化の影響の軽減を図る取組を推進する。

(4) 地球温暖化問題への国際的な対応

気候変動に関する国際的な枠組みづくりに積極的に参画し、貢献するとともに、REDD+^{*1}の実施に当たって促進すべきセーフガード(生物多様性の保全や先住民の権利の尊重等)への対応を評価及び検証する手法を検討する。また、途上国の森林劣化の防止に資する技術開発及び人材育成、森林減少及び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、森林保全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民間企業等のREDD+への参入促進等に対して支援する。

*1 途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減(REDD:Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing countries)に、森林炭素蓄積の保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化を加えたもの。

4 東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進

(1) 被災した海岸防災林の復旧及び再生

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有し、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進する。

なお、生育基盤の造成等に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材を活用することにより災害廃棄物処理の促進に貢献するとともに、NPO等の民間団体とも連携しつつ植栽等を推進する。

(2) 災害からの復旧の推進

東日本大震災や平成26(2014)年の集中豪雨等により被災した治山施設について、治山施設災害復旧事業^{*2}により復旧を図るとともに、集中豪雨等により新たに崩壊地等が発生した場合には、緊急を要する箇所について災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図る。

また、林道施設、山村環境施設及び森林に被害が発生した場合は、林道施設災害復旧事業^{*3}、災害関連山村環境施設復旧事業及び森林災害復旧事業(激甚災害に指定された場合)^{*4}により、早期復旧を図る。

さらに、大規模災害発生時には、被害箇所の調査や災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、森林管理局等による都道府県に対する支援を引き続き迅速かつ円滑に実施する。

(3) 保安林の適切な指定・管理の推進

水源の涵養^{かん}、土砂流出の防備等の公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林に指定するなど、保安林の配備を計画的に推進するとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関

する総合的な情報管理や巡視及び指導の徹底等により、保安林の適切な管理の推進を図るほか、伐採、転用規制等の適切な運用を図る。

また、東日本大震災からの迅速な復興に資するため、復興整備計画等に基づく保安林の指定及び解除等に対して支援する。

(4) 地域の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進する。具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等のハード対策や、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供する等の地域におけるソフト対策と連携した取組を総合的に推進する。また、重要な水源地や集落の水源となっている保安林等において、浸透能力及び保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持及び造成を推進する。

特に、平成26(2014)年の台風第11号や前線等に伴う集中豪雨等により発生した山地災害の復旧整備を推進するとともに、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策等を推進する。

また、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策と連携した取組、工事の実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に資する治山対策を推進する。

(5) 松くい虫等の病害虫防除対策等の総合的かつ効率的実施

マツ材線虫病による松くい虫被害対策について

*2 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき被災した林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設を復旧する事業。

*3 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき被災した林道施設を復旧する事業。

*4 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき被災した森林を復旧する事業。

は、保全すべき松林において、被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除や健全な松林を維持するための衛生伐^{*5}を実施するとともに、その周辺の松林において、広葉樹林等への樹種転換を推進する。また、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進する。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌による「ナラ枯れ」被害対策については、予防や駆除を積極的に推進する。林野火災の予防については、全国山火事予防運動等の普及活動や予防体制の強化等を図る。

さらに、各種森林被害の把握及び防止のため、森林保全推進員を養成するなどの森林保全管理対策を地域との連携により推進する。

(6) 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）を踏まえ、関係府省等による鳥獣保護管理施策との一層の連携強化を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた効果的な森林被害対策を推進するとともに、地域の実情に応じた各般の被害対策を促進するための支援措置等を行う。

また、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進する。

5 森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及

(1) 研究・技術開発等の効率的かつ効果的な推進

森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、国及び国立研究開発法人森林総合研究所が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。

ア 試験研究の効率的推進

国立研究開発法人森林総合研究所において、森林・林業基本計画や「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）等に基づく森林・林業施策について、その優先事項を踏まえ、

- ① 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発
- ② 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発
- ③ 地球温暖化の防止、水源の涵養^{かん}、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究
- ④ 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究
- ⑤ 研究基礎となる情報の収集、整備及び活用の推進
- ⑥ 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗の生産や配布等を推進する。

また、効率的な研究及びその成果の活用を図るため、国立研究開発法人森林総合研究所が主導的な役割を担いつつ、都道府県の試験研究機関等と連携して試験研究を推進する。

イ 森林・林業・木材利用に関する技術の開発

急傾斜地等における低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、

- ① IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー化に優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械の開発
- ② 低コスト造林技術等について、実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案等を実施する。

また、林地残材や未利用間伐材等を活用するため、これらを原料とする木質バイオマスの高付加価値製品や熱効率の高い固形燃料の開発、セルロースナノファイバーの実用化に向けた取組等、新たな木質バ

*5 被害木を含む不用木及び不良木の除去及び処理。

イオマスの加工・利用システムの技術開発等を推進する。

(2)放射性物質による影響の調査とそれに対応した技術開発等

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査及び解析を行う。

また、汚染された森林における除染等の放射性物質対策に係る技術の早期確立を目指し、森林施策等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証及び開発や、県及び市町村との連携による必要なデータの蓄積等、地域の除染等の放射性物質対策に向けた取組を推進する。加えて、避難指示解除準備区域等において、伐採木の林内活用を通じた拡散抑制策など、指示解除後における林業の円滑な再開に向けた知見を整理するための森林施策等の実証を実施する。

さらに、消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品、作業環境等に係る放射性物質の調査及び分析、放射性物質を効率的に除去し、低減する技術の検証及び開発並びに安全証明体制の構築に対して支援する。

加えて、放射性物質が付着したことにより利用できず、製材工場等に滞留している樹皮(バーク)の処理費用等に対して支援する。

このほか、被災地における森林整備を円滑に進めるため、伐採に伴い発生する副産物の減容化や、ほだ木等の原木林の再生等に向けた実証的な取組を進める。

(3)効率的かつ効果的な普及指導の推進

国と都道府県が協同した林業普及指導事業を実施するとともに、都道府県間の均衡のとれた普及指導水準を確保するための林業普及指導員の資格試験や研修を行うほか、林業普及指導員の普及活動に必要な機材の整備等の経費について林業普及指導事業交付金を交付する。

また、地域全体の森林づくりや林業の再生に向け

た構想及びその実現に向けた活動の展開を図るため、林業普及指導事業等を通じ、地域の指導的林業者、施業等の集約化に取り組む林業事業体、市町村等を対象とした重点的な普及活動を効率的かつ効果的に推進する。

さらに、林業研究グループに対する支援のほか、各人材の育成段階や専門分野に応じた研修を実施することにより、林政の重要な課題に対応するための人材の育成を図る。

6 森林を支える山村の振興

(1)地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大

きのこ生産に必要な資材の安定供給を図るとともに、新たな需要の創出を通じた特用林産物の消費拡大を図るため、

- ① コーディネーターによるマッチングを通じたきのこ原木等の安定供給体制の構築
 - ② 新たな需要の創出に向け、新規用途開拓など品目別の課題の解決に向けた取組
- に対して支援する。

また、多くの地域で生産の継続が困難となるなど厳しい状況となっている乾しいたけ生産の再生を図るため、原木しいたけの競争力強化に資する生産資材の導入等に対して支援する。

さらに、東日本大震災の被災地等において、その復興や食料供給の場の形成及び特用林産施設の効率化を推進するため、生産、加工及び流通施設の整備や被災生産者等のきのこ等の生産再開に必要な生産資材の導入に対して支援する。

(2)放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保

安全な特用林産物の供給と生産の継続のため、非破壊検査機を用いたきのこ原木等に係る放射性物質の検査手法の確立のための取組、安全な山菜、きのこ等の栽培方法や利用方法の検討等及び放射性物質による汚染を低減させ産地を再生させるための技術の検証に対して支援するとともに、放射性物質による被害を防除するためのほだ木の洗浄機械や簡易ハ

ウス等の整備に対して支援する。

また、都道府県が行う放射性物質の検査を支援するため、国においても必要な検査を実施する。

さらに、消費者の信頼確保及び消費拡大を図るため、しいたけの安全性に関する普及啓発活動や、トレーサビリティシステムの構築及び産地等の情報を伝える取組に対して支援する。

(3) 里山林など山村固有の未利用資源の活用

ア 里山資源の継続的かつ多様な利用

里山林など山村固有の未利用資源を活用し、山村の活性化を図るため、

- ① 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設整備等に対する支援
- ② 地域住民等からなる活動組織が実施する里山林の景観の保全及び整備、侵入竹の伐採及び除去、広葉樹をしいたけ原木等として利用するための伐採活動等に対する支援
- ③ 山村地域の未利用資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化に向けた取組に対する支援を実施する。

イ 森林分野でのクレジット化の取組の推進

平成25(2013)年度に開始されたJ-クレジット制度を通じ、木質バイオマスの化石燃料代替利用による温室効果ガスの排出削減や、森林整備による吸収の取組を促進する。

(4) 都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進

ア 山村振興対策等の推進

平成27(2015)年3月に改正が行われた「山村振興法」(昭和40年法律第64号)に基づいて、都道府県による山村振興基本方針と市町村による山村振興計画の作成及びこれに基づく産業の振興等に関する事業の推進を図る。

また、山村地域の産業の振興に加え住民福祉の向上にも資する林道の整備等に対して助成するとともに、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成する。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置や保安林の整備に加え、地域における避難体制の整備等と連携した効果的な治山対策を推進する。

このほか、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流に資する農山漁村の活性化に向けた取組に対して支援する。

加えて、振興山村の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫から長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行う。

イ 過疎地域対策等の推進

人口が著しく減少し、生活環境の整備等が他の地域より低位にある過疎地域及び半島地域について、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成する。

また、過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫から長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行う。

7 社会的コスト負担の理解の促進

森林の有する多面的機能の持続的発揮のための社会的コストの負担方法については、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在する。地球温暖化対策にこたえつつ森林・林業の再生を図っていくため、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせるべきか、国民の理解を得ながら整理する。

8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

(1) 多様な主体による森林づくり活動の促進

国民参加の森林づくりを推進するため、

- ① 全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑

- の少年団活動発表大会等の実施
- ② 「木づかい」や「森林づくり」に対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発
- ③ NPO等による森林づくり活動及び木材利用に関する教育活動(木育)の実践に対して支援する。

(2) 森林環境教育等の充実

森林体験等の森林環境教育や里山林の再生等、森林の多様な利用を推進するため、

- ① 幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に関する情報の提供、木育等を通じた教育関係機関等との連携の強化
- ② 林業後継者等の林業体験学習等の促進
- ③ 年齢や障害の有無にかかわらず全ての利用者が森林と触れ合えるよう配慮した、国民に開かれた森林及び施設の整備の推進
- ④ 地域住民等からなる活動組織が実施する森林環境教育や研修活動に対する支援等を実施する。

9 国際的な協調及び貢献

(1) 国際協力の推進

ア 国際対話への参画等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム (UNFF)、国連食糧農業機関 (FAO) 等の国際対話に積極的に参画し、貢献するほか、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進する。とりわけ、モントリオール・プロセス^{*6}については、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会及び技術諮問委員会の開催支援等を行うほか、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携及び協調の促進等についても積極的に貢献する。

また、世界における持続可能な森林経営の推進に向けた課題の解決に引き続きイニシアティブを発揮していく観点から、森林・林業問題に関する幅広い関係者の参加による国際会議を開催する。

イ 開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発

開発途上国における森林の減少及び劣化の抑制や持続可能な森林経営を推進するため、REDD+の実施に当たって促進すべきセーフガードへの対応を評価及び検証する手法を検討するとともに、簡素で効率的な森林炭素モニタリング技術の開発及び人材育成、森林減少及び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、森林保全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民間企業がREDD+に参入する際の技術的課題の調査等に対して支援する。

ウ 二国間における協力

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構 (JICA) を通じ、専門家派遣、研修員受入れや、これらと機材供与を有機的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施するとともに、開発途上地域の森林管理計画の策定等を内容とする開発計画調査型技術協力を実施する。

また、開発途上国からの要請を踏まえ、JICAを通じた植林案件に対する無償資金協力及び円借款による支援を検討する。

さらに、日中林業担当局庁の長による定期対話、日韓農林水産技術協力委員会及び日中農業科学技術交流グループ会議を通じた技術交流を推進する。

このほか、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話等により、違法伐採対策を推進する。

エ 国際機関を通じた協力

熱帯地域における持続可能な森林経営及び違法伐採対策を推進するため、国際熱帯木材機関 (ITTO) への拠出を通じ、熱帯木材生産国における法執行能力やガバナンスの向上、地域住民による持続可能な森林経営の実施等に対して支援する。

また、世界における持続可能な森林経営を推進するため、国連森林フォーラム (UNFF) への拠出を通じ、世界の各地域の森林関係機関の活動の強化に対して支援する。

さらに、我が国の民間団体等が行う中国への植林

*6 「平成26年度森林及び林業の動向」第1部-第2章(83ページ)参照。

協力を推進するため、日中民間緑化協力委員会を通じて協力に対して支援する。

オ 民間組織による活動への支援

日本NGO連携無償資金協力制度^{*7}及び草の根・人間の安全保障無償資金協力制度^{*8}等により、我が国のNGOや現地NGO等が開発途上国で行う植林、森林保全の活動に対して支援する。

(2) 違法伐採対策の推進

二国間、地域間、多国間協力を通じて、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話、途上国における人材の育成、合法性等の証明された木材及び木材製品(合法木材)の普及等による違法伐採対策を推進する。

また、我が国においては、合法木材が木材供給事業者から一般消費者に至るまで円滑に供給されるための体制の整備、合法性証明の信頼性を向上させる取組、違法伐採対策の重要性について一般企業や消費者等の理解を得るための取組等に加え、新たに第三者による供給状況の調査も実施し、合法木材の普及拡大を引き続き推進する。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

1 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の推進並びにこれらを担う人材の育成及び確保等の施策を講ずる。

(1) 効率的かつ安定的な林業経営の育成

生産コストの低減を図るため、意欲ある森林所有者、森林組合及び民間事業者による森林経営計画の作成、施業の集約化、路網の整備等を推進する。

このほか、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づく金融・税制上の措置等を講ずる。

(2) 施業集約化等の推進

森林経営計画に基づき面的まとまりをもって森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった丈夫で簡易な路網の開設等に対して支援する。

また、施業の集約化の促進を図るため、森林情報の収集、森林の現況調査、境界確認、施業提案書の作成、森林所有者の合意形成の活動、既存路網の簡易な改良等に対して支援する。

さらに、3次元地図や過去の空中写真などの森林情報を活用した施業提案や森林境界の確認等をモデル的に実証する。

このほか、民有林と国有林が連携した森林共同施業団地の設定等の取組を推進する。

(3) 低コストで効率的な作業システムの整備及び普及並びに定着

低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、

- ① IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー化に

^{*7} 日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト及び緊急人道支援プロジェクトに対し資金協力を行う制度。
^{*8} 開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関並びに途上国において活動している国際及びローカルNGO等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、日本の在外公館が中心になって資金協力を行う制度。

優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械の開発

- ② 低コスト造林技術等の実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案等
- ③ リース等による高性能林業機械の導入の支援等を実施する。

また、国有林においては、現場技能者等の育成のための研修フィールドを提供する。

2 人材の育成及び確保等

(1) 現場技能者や技術者等人材の育成

ア 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成

林業への就業に向けて、林業大学校等において必要な知識の習得等を行うなど、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対し、就業準備資金を給付する。

また、新規就業者等に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、その定着に向けた就業環境の整備に対して支援する。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、関係者との合意形成、労働安全衛生管理等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施する。これらの研修修了者については、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等として農林水産省が備える名簿に登録することにより林業就業者のキャリア形成に対して支援する。

さらに、急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術等のマニュアルの作成やこれらの技術を備えた技能者の育成プログラムの開発等を行うとともに、丈夫で簡易な森林作業道の作設を行う技能者の能力向上に必要な知識及び技能の習得に関する研修等を実施する。

イ 林業経営を担うべき人材の育成及び確保

効率的な経営を行う林業経営者の育成及び確保を図るため、地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループ等が行う研修会や交流会に対し

て支援する。

また、林業研究グループ等が新規就業者等に対して行う地域社会への定着促進活動等に対して支援する。

さらに、林業後継者を育成し、確保するため、森林・林業関係学科の高校生等を対象にした就業体験や山村地域の小中学生等を対象にした地域の森林・林業に関する体験学習等に対して支援する。

ウ 施業の集約化等を担う人材及び地域の森林経営を支援する人材の育成

森林所有者に対し森林施業を提案する人材(森林施業プランナー)の能力向上のため、集合研修、中小企業診断士等の専門家チームの派遣を行うとともに、森林施業プランナーに係る資格認定制度の普及等の取組に対して支援する。

また、市町村森林整備計画の策定等への支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、森林所有者等に対し指導等を行う人材(森林総合監理士(フォレストスター))の候補となる若手技術者の育成を図るため、研修の実施及び研修カリキュラムの改善を行うとともに、研修参加等に対して支援する。

さらに、技術者の育成に向けて、体系的な人材育成のあり方を検討する。

エ 女性の林業経営への参画、女性林業者のネットワーク化の促進等

女性の林業への参画や定着を促進するため、全国レベルの交流会の開催や優良活動事例等の情報提供による女性林業者や女性林業グループ等のネットワーク化に対して支援する。

(2) 雇用管理の改善

都道府県及び林業労働力確保支援センターによる林業事業体の社会保険及び退職金制度への加入状況等に応じた雇用管理改善の指導を促すとともに、林業事業体による従業員の雇用管理や処遇の改善に役立つよう作成した人事管理マニュアルの普及及び活用を推進する。

また、林業事業体に専門家を派遣し、経営者と従業員が仕事ぶりや能力を評価する共通の物差しをも

ち、経営者が適切に能力評価を行って処遇等に反映するシステムの導入に対して支援する。

(3)労働安全衛生の向上

安全な伐木技術の習得など就業者の技能向上のための研修、林業事業体への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災害の予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発、安全作業器具の開発及び改良等を、近年の労働災害の発生状況を踏まえつつ効果的に実施する。

また、林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全コンサルタントの活用を推進する。

3 林業災害による損失の補填

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林総合研究所が行う火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補填する森林保険の普及に努める。

Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

1 効率的な加工・流通体制の整備

(1)国産材の安定供給体制の整備

森林組合等の林業事業体による施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの普及等を推進する。また、民有林と国有林の関係者が広域的に連携した協議会の開催、広域的な原木の安定供給に向けて必要な施設整備等の取組を支援する。加えて、CLT等に利用するラミナ等の安定供給に向けた中小製材工場の連携等を盛り込んだ地域循環型の構想の作成等に対して支援する。

また、森林所有者と素材生産から製品の加工・流通に至るまでの関係者による協議会等を設置し、森林認証材の供給体制の構築についてのモデル的な取組に対して支援する。

(2)加工・流通体制の整備

品質及び性能の確かな製品を低コストで安定供給するため、

- ① 製品の安定供給や地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設等に対する支援
 - ② 製材業、合板製造業等を営む企業が実施する設備導入に対する利子の一部助成
- 等により、木材加工流通施設等の整備を推進する。

2 木材利用の拡大

(1)公共建築物等

平成22(2010)年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第7条第2項第4号に規定する各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、国自らが率先して木材利用を推進する。

また、同法第9条に規定する市町村方針の作成に対して支援する。

さらに、地域で流通する木材利用の一層の拡大に

向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達を通じた、低コストでの木造公共建築物等の整備に対して支援する。

このほか、木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援及び木造公共建築物を整備した者に対する利子助成等を実施する。

(2)住宅、土木用資材等

中高層建築物への利用が期待されるCLTについて、平成28(2016)年度の建築基準の整備に向けて強度データ等の収集や耐火部材の開発を推進するとともに、CLT等を活用した建築技術の実用化に向けた実証及び国産材CLTの生産体制の整備を推進する。

このほか、中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築に携わる設計者等を育成する取組に対して支援する。

地域で流通する木材を活かして住宅を建設する「顔の見える木材での家づくり」など、工務店等と木材加工業者、素材生産者等の連携による地域材の利用拡大に向けた取組を支援する。また、木造住宅等の健康及び省エネに関するデータ取得等に対して支援する。

製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進する。

長伐期化に伴って大径化したスギ等の利用を拡大するための技術や製材用材の利用価値を高めるための技術の開発など、地域の特性に応じた木質部材や工法の開発・普及の取組に対して支援する。

加えて、木造住宅の新築や内装・外装の木質化、木材製品等の購入に対しポイントを付与し、地域の農林水産品と交換する木材利用ポイント事業については、ポイントの発行対象となる工事の着手期間及び製品の購入期間は平成26(2014)年9月末で終了したところであるが、ポイント発行及び商品交換の申請の受付を引き続き実施する。

さらに、土木分野等における木材の利用について、関係業界への働きかけやワークショップ等を通じて促進する。

(3)木質バイオマスの利用

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用を促進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマス発電施設、木質バイオマスボイラー等の整備を推進する。

また、木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置、小規模発電の取組への助言等のサポートを行う体制の確立に対して支援する。

このほか、木質バイオマスの高付加価値製品、発電効率の高い木質バイオマス発電システム等の開発及び改良や、セルロースナノファイバーの実用化に向けた取組等に対して支援する。

(4)木材等の輸出促進

地域材を利用した付加価値の高い製品の輸出を中国や韓国等に拡大していくため、

- ① 日本産材を用いた木造軸組工法モデル建築の海外における展示
- ② 日本と中国の住宅・木材製品等関係者による製品開発・普及のための検討
- ③ 輸出先国の規格及び規制への対応
- ④ 関係機関と連携した輸出先国の情報収集及び提供

等、木材輸出拡大に向けた戦略的な活動を推進する。

3 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用

被災者の住宅再建及び被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及の取組に対して支援する。

また、復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備を引き続き推進する。

4 消費者等の理解の醸成

木を使うことが森林の整備や林業、山村の復興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進及び地域で流通する木材

等の森林資源の利用の拡大を図るため、「木づかい運動」、森林づくり活動等と一体となった広報、イベント開催等の普及啓発活動を実施する。

また、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の取組を広げるため、木育を担う人材の育成や教育現場で活用できる木育プログラムの開発等を実施する。

5 林産物の輸入に関する措置

WTO交渉や、TPPをはじめとするEPA（経済連携協定）及びFTA（自由貿易協定）交渉に当たっては、世界有数の林産物の輸入国として、各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易の確保や、国内の林業・木材産業への影響にも配慮して対処する。また、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集、交換及び分析を行い、国際的な連携を図る。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

1 公益重視の管理経営の一層の推進

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請への適切な対応、森林・林業の再生への貢献のため、森林・林業基本計画等に基づき、次の施策を着実に推進する。

その際、流域の実態を踏まえながら、民有林と国有林が一体となった地域の森林整備や林業・木材産業の振興を図るため、森林の流域管理システムの下で民有林との連携を推進する。

(1) 森林計画の策定

「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、32森林計画区において、地域管理経営計画、国有林の地域別の森林計画及び国有林野施業実施計画を策定する。

(2) 健全な森林の整備の推進

国民のニーズに応えるため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源涵養タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な森林の整備を推進する。その際、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献するほか、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。具体的には、人工林の多くが未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加しつつあることを踏まえ、間伐を推進するとともに、育成複層林へ導くための施業、長伐期施業及び小面積かつモザイク的配置に留意した施業を推進する。なお、再生林に当たっては、効率的・効果的な手法の導入に努める。

また、林道及び主として林業機械が走行する森林作業道が、それぞれの役割等に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を推進するとともに、「公益的

機能維持増進協定制度」を活用した民有林との一体的な整備及び保全の取組を推進する。

(3) 森林の適切な保全管理の推進

国有林においては、公益重視の管理経営を一層推進し、保安林等の保全・管理、国有林の地域別の森林計画の樹立、森林・林業に関する知識の普及及び技術指導等を行う。

生物多様性の保全の観点から、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育し、又は生息する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進する。溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。その他の森林については、適切な間伐の実施等、多様で健全な森林の整備及び保全を推進する。

また、野生生物や森林生態系等の状況を的確に把握し、必要に応じて植生の回復等の措置を講ずる。

さらに、世界自然遺産の「知床」^{しれとこ}、「白神山地」^{しらかみ}、「小笠原諸島」^{おがさわら}及び「屋久島」^{やくしま}並びに世界自然遺産の国内候補地である「奄美・琉球」^{あまみ りゅうきゅう}における森林の保全対策を推進するとともに、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」等の世界文化遺産登録地やその候補地及びこれらの緩衝地帯内に所在する国有林野について、森林景観等に配慮した管理経営を行う。

また、森林における野生鳥獣被害防止のため新技術の導入及び実証等を実施するほか、地域住民等多様な主体との連携により野生鳥獣と住民の棲み分け又は共存に向けた地域づくり、自然再生の推進、国有林野内に生育し、又は生息する国内希少野生動物種の保護を図る事業等を実施する。

二酸化炭素の吸収源として算入される天然生林の適切な保護及び保全を図るため、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林者へのマナーの啓発を行うなど、きめ細やかな森林の保全・管理活動を実施する。

(4) 国有林野内の治山事業の推進

国有林野内の治山事業においては、近年頻発する

集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、民有林における国土保全施策との一層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図る。

具体的には、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策等を推進する。また、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策と連携した取組、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施、積極的な木材利用及び生物多様性の保全に資する治山対策等を推進する。

(5) 林産物の供給

適切な施業の結果得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、その推進に当たっては、未利用間伐材等の木質バイオマス利用等の新規需要の開拓に向け、安定供給システム販売等による国有林材の戦略的な供給に努める。その際、林産物の供給に当たっては、間伐材の利用促進を図るため、列状間伐や路網と高性能林業機械の組合せ等による低コストで効率的な作業システムの定着に向けて取り組む。また、国産材の安定供給体制の構築に資するため、民有林材を需要先へ直送する取組の普及及び拡大等国産材の流通合理化を図る取組に対して支援する。

さらに、国産材の2割を供給している国有林の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、需要に見合った供給を行うため、地域や樹材種ごとの木材価格、需給動向及び地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する取組を推進する。

(6) 国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進する。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、再生可能エネルギー源を利用した発電に資

する国有林野の活用にも努める。

さらに、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備、自然観察会等の実施、レクリエーションの場の提供等を行うなど、その活用を推進する。

2 森林・林業再生に向けた国有林の貢献

国有林野事業の組織、技術力及び資源を活用し、

- ① 低コストで効率的な作業システムの民有林における普及及び定着
- ② 林業事業体の育成
- ③ 森林共同施業団地の設定による民有林と連携した施業
- ④ 市町村を技術面で支援する人材等の育成
- ⑤ 先駆的な技術等の事業レベルでの試行等を通じた民有林経営に対する支援
- ⑥ 花粉症対策苗やコンテナ苗等の生産拡大に向けた苗木の需要見通しの提示
- ⑦ カラマツ種子の安定供給に向けた旧採種園の再整備等に取り組む。

3 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営の透明性の確保を図るため、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の的確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努める。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々の森」の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と連携して森林環境教育を推進する。

また、NPO等による森林づくり活動の場としての「ふれあいの森」、伝統文化の継承等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の社会貢献活動の場としての「法人の森林」など国民参加の森林づくりを推進する。

V 団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導するとともに、国、地方公共団体等からの事業委託が組合員のために行う森林整備等を妨げないよう指導を行う。

また、森林組合の合併等による経営基盤の強化並びに内部統制機能の確保及び法令等遵守（コンプライアンス）意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けた指導を実施する。さらに、組合員に対する森林組合の経営の透明性を確保するため、森林組合の決算書類等の様式等に従って経営内容が整理、情報開示されるよう指導するほか、森林組合系統の適正な組織運営及び業務運営を確保するための検査を引き続き実施する。

加えて、東日本大震災により被災した森林組合等に対する利子助成を引き続き実施する。